

医療機関・健診機関用

昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月
1 日までの間に生まれた男性を対象に
実施する風しんの抗体検査及び予防接
種法第 5 条第 1 項の規定に基づく風し
んの第 5 期の定期接種の実施に向けた
医療機関・健診機関向け手引き
(第 2 版)

2019 年 3 月 25 日改正

厚生労働省健康局

目 次

1-1	今回の追加的対策の概要	5
1-2	本対策の実施のために必要な契約について	6
1-3	契約のイメージ	6
第2章	集合契約の締結後、対象者の受診前に準備しておく事項について	11
2-1	風しんの抗体検査受診票、風しんの第5期の定期接種予診票の準備	11
第3章	対象者の受診時の対応について	17
3-1	風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種で使用するクーポン券について	17
3-2	風しんの抗体検査の実施について	18
3-2-1	概要	18
3-2-2	風しんの抗体検査の受付について	18
3-2-3	風しんの抗体検査の際の確認について	19
3-2-4	風しんの抗体検査の価格選択について	20
3-2-5	風しんの抗体検査の結果判定と報告について	21
3-2-5	受診票の複製とその用途	24
3-3	風しんの第5期の定期接種の実施について	25
3-3-1	概要	25
3-3-2	風しんの第5期の定期接種の受付について	25
3-3-3	接種当日の受付について	26
3-3-4	予防接種の実施について	26
3-3-5	MR ワクチンの発注時の基本的事項等	29
3-3-6	予診票の複製とその用途	30
第4章	請求事務について	31
4-1	請求の流れ	31
4-2	費用の請求支払の流れ	36
4-3	費用の支払先について	36
第5章	Q&A	41
Q01.	集合契約の委任状は、複数の取りまとめ団体に提出する必要があるのでしょうか。	41
Q02.	集合契約の委任状は、いつまで保管しておく必要があるのでしょうか。	41
Q03.	集合契約に途中から参加することは可能でしょうか。	41
Q04.	クーポン券の発行元市区町村と居住している市区町村とが異なる場合はどのように扱うのでしょうか。	41
Q05.	クーポン券の発行を受けていない人が受診した場合はどのようにすればよいで	

しょうか。	41
Q06. クーポン券を紛失した対象者が受診した場合はどのようにすればよいでしょう か。	42
Q07. これまでに風しんにかかったかどうか、不明な場合はどうしたらよいでしょう か。	42
Q08. 抗体検査、予防接種について、受託した場合、クーポン券を持参した方には全 員に提供しなければならないのでしょうか。それとも特定の曜日に実施する、かかり つけ患者のみを対象とする、一時的に提供を中止する等の対応は可能でしょうか。	42
Q09. 過去に風しんの抗体検査を受けていた場合はどのように扱えばよいでしょうか。	43
Q10. 過去に風しんの予防接種を受けていた場合はどのように扱えばよいでしょうか。	43
Q11. 風しんの抗体検査の価格はいくらでしょうか。	45
Q12. 予防接種の契約単価はいくらでしょうか。	45
Q13. 予防接種に用いるワクチンは、風しん単味ワクチン、MR 混合ワクチンのいずれ でもよいのでしょうか。	45
Q14. 予防接種を受託した場合、ワクチンは十分確保できるのでしょうか。	46
Q15. 実施機関で複写機を使うことができません。受診票・予診票の複製はどのよう に行えばよいでしょうか。	46
Q16. 費用の請求は、いつ頃、どのようにすればよいでしょうか。	49
Q17. 国保連合会からは、いつ頃お金が振り込まれるのでしょうか。	49
Q18. 抗体検査を行う上で、優先すべき検査法はありますか。	50
Q19. 抗体検査は必ず外注する必要がありますか。	50
Q20. 抗体検査を外注する場合、外注機関が実施機関へ報告する内容はどのようなも のですか。	50
Q21. 今回の事業で市区町村から発行されるクーポン券、風しんの抗体検査受診票、 風しんの第5期の定期接種予診票の仕様を教えてください。	50

付属資料

付属資料1	定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて
付属資料2	風疹ウイルス抗体キット ランピアラテックス RUBELLA(自動分析用)使用手引書
付属資料3	案内文テンプレート①(市区町村から対象者にクーポンを送付する際の案内)
付属資料4	案内文テンプレート②(健診機関から抗体検査対象者宛てのお知らせ)
付属資料5	案内文テンプレート③(抗体検査実施機関から抗体検査結果及び予防接種対象者であることのお知らせ)
付属資料6	MR ワクチンの発注に関する医療機関へのお願

※適宜改訂された場合は最新版に差し替えてホームページに公開。

※その他、必要な事項は随時改正を予定。

1-2 本対策の実施のために必要な契約について

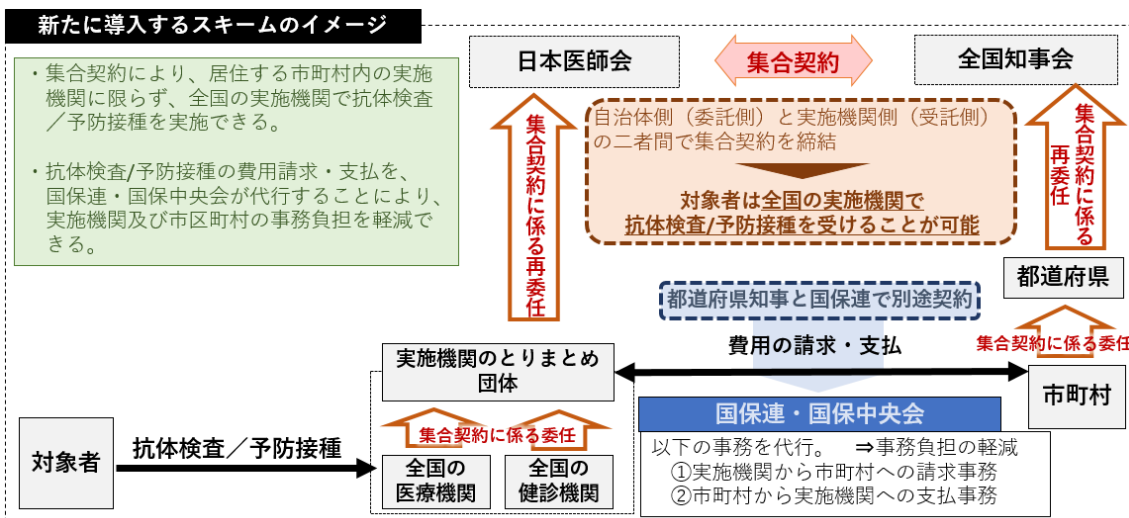
本対策を実施するためには、実施主体である各市区町村と、各医療機関・健診機関（以下「実施機関」といいます。）の間で、契約を締結する必要があります。ひとりでも多くの対象者に風しんの抗体検査と風しんの第5期の定期接種を受けていただくため、全国の実施機関で実施できる体制を作ることが重要です。そのため、できるだけ多くの実施機関と各市区町村との間に契約を締結していただく必要があります。

費用請求の際は、代行機関（都道府県国民健康保険団体連合会、以下「国保連」といいます。）に委託することとなります。本対策の実施に当たって、実施機関と国保連の間で新たに契約を締結する必要はありません。

居住地以外でも抗体検査/予防接種を受けられる体制整備

以下のスキームを導入することにより、居住地以外でも抗体検査/予防接種を受けられる体制整備する。

- ①集合契約により、全国の市区町村が全国の実施機関に対し、抗体検査/予防接種の実施を委託する契約を締結。
- ②抗体検査/予防接種の費用請求・支払については、国保連・国保中央会が代行することにより、実施機関、全国の市区町村の事務負担を軽減。

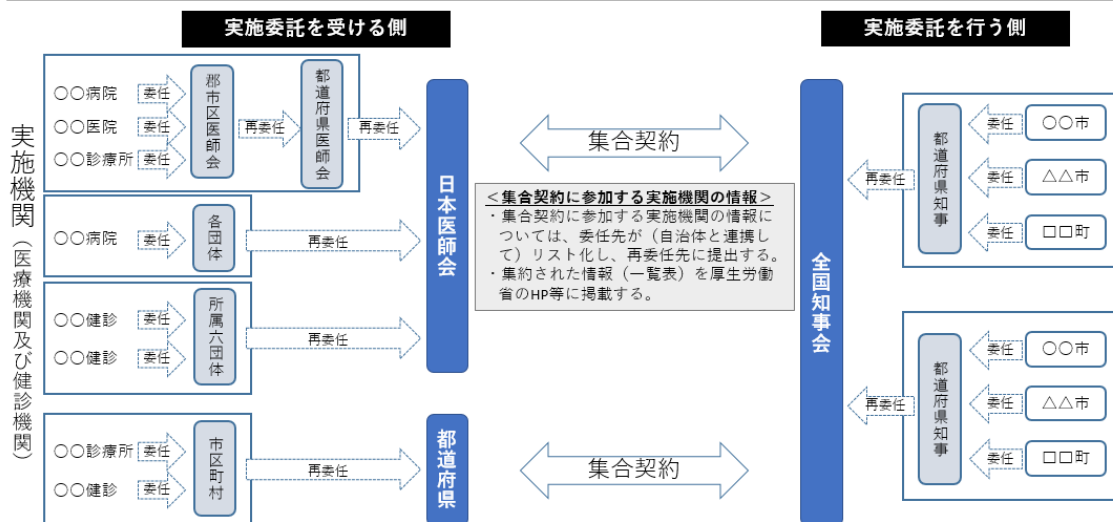


1-3 契約のイメージ

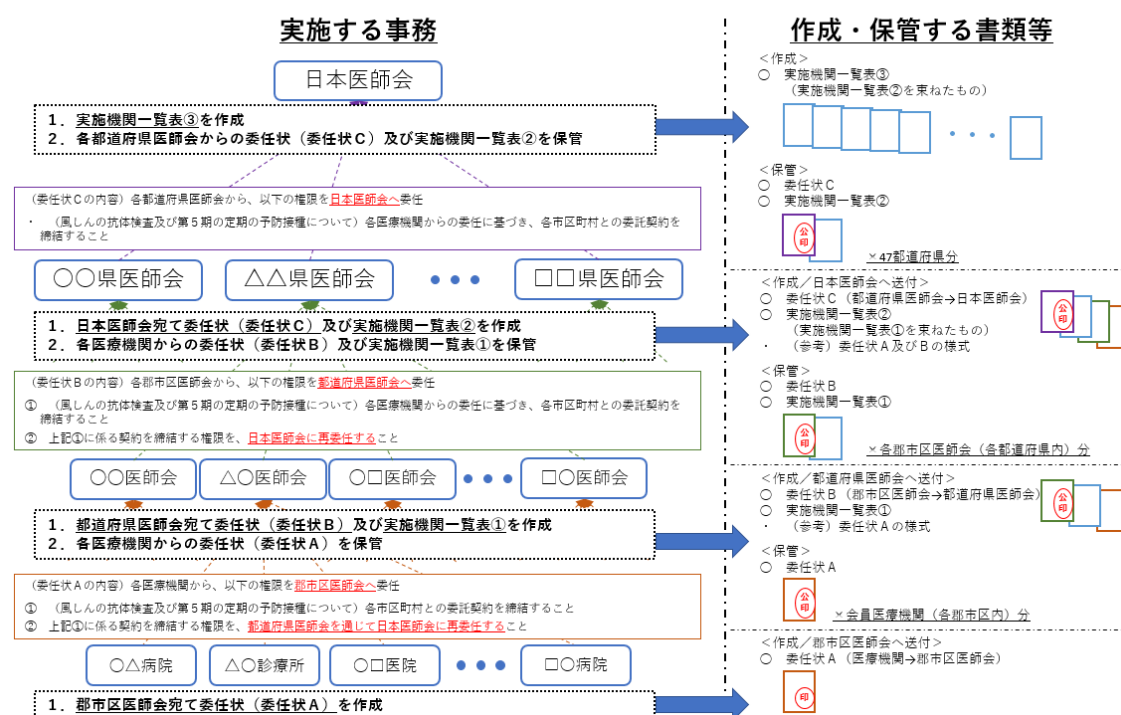
各実施機関が全国の市区町村と契約を締結する際の手続きを出来るだけ簡略化するため、本対策では、「集合契約」という方法を用います。イメージ図は以下のとおりです。

抗体検査及び予防接種の実施に関する集合契約イメージ

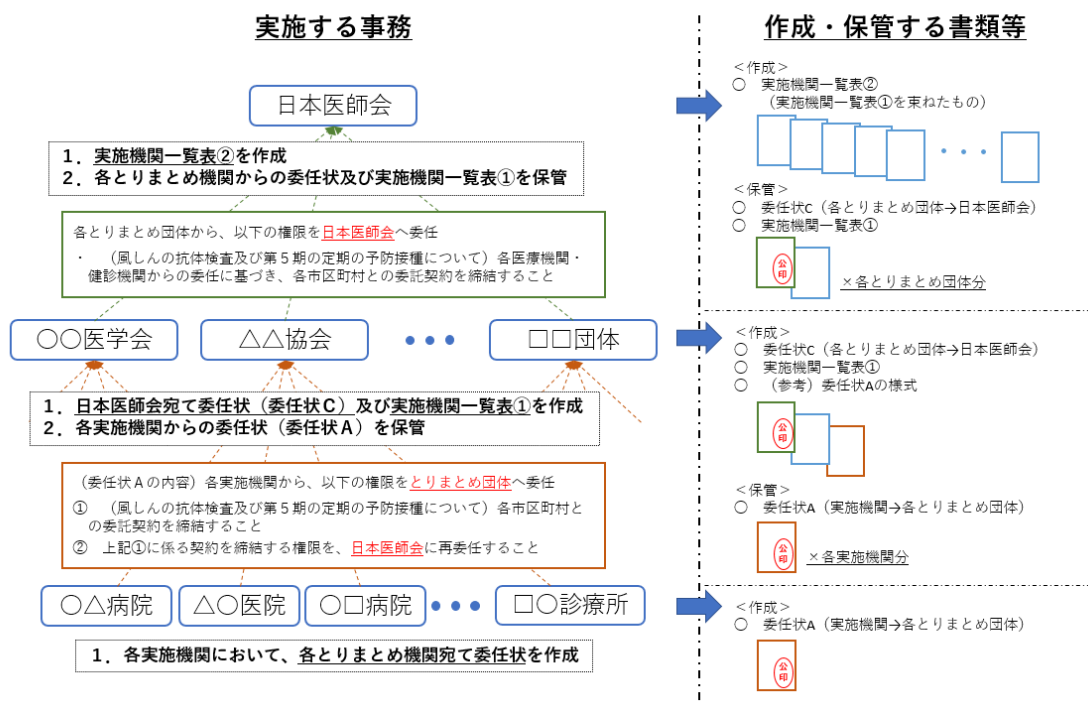
- 抗体検査及び予防接種に係る集合契約の締結について、市区町村は都道府県に委任し、都道府県は全国知事会に再委任する。
- 抗体検査及び予防接種に係る集合契約の締結について、実施機関はそれぞれが所属する郡市区医師会等の取りまとめ団体に委任し、取りまとめ団体は日本医師会に再委任する。なお、取りまとめ団体のいずれにも所属しない実施機関は市区町村に委任し、市区町村は都道府県に再委任する。
- 契約の締結について委任を受けた全国知事会と、日本医師会（及び都道府県）がそれぞれ集合契約を行う。



【医師会】 契約の委任スキーム



【とりまとめ団体】 契約の委任スキーム



集合契約に参加するためには、以下の表に示す実施機関のとりまとめ団体のいずれかに委任状を提出する必要があります。委任状の様式は以下のとおりです。

※ とりまとめ団体のいずれにも所属していない実施機関については、当該実施機関の所在する市区町村が委任状の提出を受け、都道府県単位でとりまとめた上で契約を締結することができます。なお、地域によって、都道府県が直接実施機関から委任状の提出を受け、とりまとめる場合があります。

また、集合契約に参加する実施機関一覧表及び委託元市区町村一覧表は、2019年5月までは随時確認、更新することとし、2019年6月以降は少なくとも2ヶ月に1回、全国知事会及び日本医師会において確認及び更新することとしています。従って、年度途中からの参加を希望する実施機関については、各とりまとめ団体又は都道府県において委任状が受理されてから概ね2ヶ月以内には、集合契約に参加できることとなります。

なお、実施機関が届け出た内容に変更が生じた場合は、実施機関一覧表は随時確認、更新します。集合契約の参加時に委任したとりまとめ団体に、再度委任状を提出してください。

集合契約における実施機関の取りまとめ団体 (2019年3月現在)

公益社団法人 日本人間ドック学会
公益社団法人 結核予防会
一般社団法人 日本総合健診医学会
公益財団法人 予防医学事業中央会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 全国労働衛生団体連合会
独立行政法人 労働者健康安全機構
国立大学附属病院長会議
一般社団法人 全国公私病院連盟
公益社団法人 全国自治体病院協議会
地域包括ケア病棟協会
一般社団法人 日本医療法人協会
一般社団法人 日本社会医療法人協議会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本病院会
一般社団法人 日本慢性期医療協会
一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会
独立行政法人 国立病院機構
独立行政法人 地域医療機能推進機構
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
郡市区医師会
都道府県医師会 (※)

※郡市区医師会からの再委任先

集合契約における契約の代理人

公益社団法人 日本医師会
全国知事会

風しんの抗体検査・風しんの第5期の定期接種用

※必ずコピーを保管ください。

年 月 日

委任状

【委任者】	①医療機関コード	
	②医療機関名	
	③郵便番号	
	④所在地(要都道府県)	
	⑤電話番号(要市外局番)	
	※契約代表者役職・氏名	印

*※は本契約代表者を記入し、必ず捺印すること

(記入担当者)	部署・氏名	
	メールアドレス	

*メールアドレスについては、共有アドレスでもよいので出来るだけご記入ください。

当院は、【●●(とりまとめ団体)】へ、次の事項についての権限を委任いたします。

記

- ① 予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)附則第3項の規定による読替え後の同令第1条の3第1項の表風しんの項第3号の「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性」に対して市町村(東京都特別区を含む。以下「市区町村」という。)が実施する風しんの抗体検査及び予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第4項の定期の予防接種(以下「風しんの第5期の定期接種」という。)について、下記に記入した業務範囲のうち、「受託する」に○を記したものに限り、全国知事会を代理人とした市区町村との委託契約を締結すること。
- ② 上記①に係る契約の締結についての権限を、日本医師会に再委任すること。

⑥受託業務 風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種について、貴医療機関における受託の可否について御記入下さい。

●風しんの抗体検査

受託する	受託しない
○	○

●風しんの第5期の定期接種

受託する	受託しない
○	○

(委任とりまとめ者)

○○県○○市○○町○丁目○番○号

【●●(とりまとめ団体)】

○○ ○○

第2章. 集合契約の締結後、対象者の受診前に準備しておく事項について

2-1 風しんの抗体検査受診票、風しんの第5期の定期接種予診票の準備

風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種の実施機関においては、対象者がクーポン券のみを持参して風しんの抗体検査又は風しんの第5期の定期接種を実施できるよう、事前に、対象者に用いる風しんの抗体検査受診票又は風しんの第5期の定期接種予診票を準備しておくなど、必要な対応をお願いいたします。

風しんの抗体検査受診票及び風しんの第5期の定期接種予診票の準備については、実施機関が印刷する(※1)、市区町村から実施機関へ受診票を提供する、クーポン券の送付と同時に受診票を対象者に送付する等の対応が考えられます(※2)。

※1 風しんの抗体検査受診票及び風しんの第5期の定期接種予診票は、必ず本対策用の統一書式をご使用下さい。統一書式は下記の厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00001.html

また、実施機関で風しんの抗体検査受診票及び風しんの第5期の定期接種予診票を準備する場合、必要事項(実施機関名、所在地、医療機関コード等)をパソコン上で入力した後に印刷すると、実施機関名等の手書き作業の手間が減らせるため、ぜひご活用ください(なお、手書き入力やゴム印等での対応でも差し支えありません)。

※2 地域ごとに対応が異なりますので、具体的な対応については、市区町村とご相談下さい。

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の定期接種の実施に向けた医療機関・健診機関向け手引き(第2版)

様式(受診票:裏面、表面と別刷りにしても構いません)

● 付表1「検査番号」について

本受診票の表面に記載されている「検査番号」については、下表(付表1)に基づき、該当する番号の口を黒く塗りつぶして(■)下さい。検査方法の詳細と風しんの第5期の定期接種の対象となる抗体価の基準については、付表2を参照のこと。

検査番号	検査の実施機会	検査方法	風しんの抗体検査価格
1	健診等の機会に行う場合	HI法、LTI法	1, 290円 (税込: 1, 393円)
2		EIA法、ELFA法 CLEIA法、FIA法	2, 680円 (税込: 2, 894円)
3	月～金曜日午前8時から午後6時までの間、 または土曜日午前8時から正午までの間に 医療機関を受診して行う場合(休日※を除く)	HI法、LTI法	4, 930円 (税込: 5, 324円)
4		EIA法、ELFA法 CLEIA法、FIA法	6, 320円 (税込: 6, 825円)
5	上記以外の時間に医療機関を受診して行う場合	HI法、LTI法	5, 430円 (税込: 5, 864円)
6		EIA法、ELFA法 CLEIA法、FIA法	6, 820円 (税込: 7, 365円)

※日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、1月2日、3日、12月29-31日

● 付表2 風しんの第5期の定期接種の対象となる抗体価基準

検査方法	抗体価(単位等)	測定キット名(製造販売元)
HI法(赤血球凝集抑制法)	8倍以下(希釈倍率)	風疹ウイルスHI試薬「生研」 (デンカ生研株式会社)
	8倍以下(希釈倍率)	R-HI「生研」 (デンカ生研株式会社)
EIA法(酵素免疫法)	6.0未満(EIA価)	ウイルス抗体EIA「生研」ルベラIgG (デンカ生研株式会社)
	1.5未満 (国際単位(IU)/ml)	エンザイグノストB風疹/IgG (シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社)
ELFA法(蛍光酵素免疫法)	2.5未満 (国際単位(IU)/ml)	バイダスアッセイキットRUB IgG (シスメックス・ビオメリュウ株式会社)
LTI法(ラテックス免疫比濁法)	1.5未満 (国際単位(IU)/ml)	ランピアラテックスRUBELLA (極東製薬工業株式会社)
CLEIA法(化学発光酵素免疫法)	2.0未満 (国際単位(IU)/ml)	アクセスルベラIgG (ベックマン・コールター株式会社)
	1.1未満(抗体価)	i-アッセイCL風疹IgG (株式会社保健科学西日本)
FIA法(蛍光免疫測定法)	1.5未満 (抗体価AI*)	BioPlex MMRV IgG (バイオ・ラッドラボラトリーズ株式会社)
	1.5未満 (国際単位(IU)/ml)	BioPlex ToRC IgG (バイオ・ラッドラボラトリーズ株式会社)

* 製造企業が独自に調整した抗体価単位
(今後キットの追加の可能性あり)

【注】本受診票の運用等に関する詳細は、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の定期接種の実施に向けた手引き、(同)医療機関・健診機関向け手引きをご参照ください。

風しんの抗体検査受診票記入例(国保連提出用)

風しん

シールは左上隅の「**ガ**」が隠れるように貼付

(国保連提出用)を貼付

※大枠内をご記入ください。
 ※本票有効期間は、昭和37(1962)年4月2日から昭和54(1979)年4月1日までの間に生まれた男性を対象に実施する風しん抗体検査費用に作成する。

自治体に記載されている住所	東京 千代田	抗体検査券	1
氏名	霞が関1-2-2 厚生 太郎	請求先	〇〇県〇〇市 〇〇〇〇〇〇 23456
生年月日	昭和 52 年 4 月 1 日生 (満 42 歳)	発券No	U123456789 有効 2025年〇月
		(氏名)一三三四五六七八九十一二三四五六七八九十 (国保連提出用)	

質問事項	回答欄	医師記入欄
現時点で住民票のある市区町村とクーポン券に記載されている市区町村は同じですか。	いいえ <input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/>	
これまでに風しんにかかったことがありますか。	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>	
(「はい」の場合) そのときの風しんの抗体検査の結果や診断書等の記録はありますか。	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>	
風しんの抗体検査を平成26年(2014年)4月1日以降に受けましたか。	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>	
(「はい」の場合) そのときの風しんの抗体検査の結果の記録はありますか。	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>	
生後から今までに風しんワクチン又は麻しん・風しん混合(MR)ワクチン又は麻しん・風しん・おたふくかぜ(MMR)ワクチンをあわせて1回以上接種したことがありますか。	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>	
(「はい」の場合) そのときの予防接種の記録はありますか。 予防接種の種類(該当に〇) (風しんワクチン ・ MRワクチン ・ MMRワクチン)	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>	

風しんの抗体検査の実施に関する同意書
 下記に該当する場合、口に入力してください。✓がなかった場合、風しんの抗体検査を希望されたものとみなします。
 私は、風しんの抗体検査をうけることを希望いたしません。

風しんの抗体検査の個人情報取り扱いに関する同意書 (医師の影響の結果、検査が必要と判断された後に記入してください。)
 この受診票(抗体検査の結果を含む)は、市区町村、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会に提出され、個人情報保護に関する条例に基づき、市区町村が適正に管理します。このことを理解し、同意いただける場合はご署名下さい。
 (署名のない場合は、検査を無料で受けることはできません。)

20##年〇月〇日 被検査者自署 **厚生 太郎**
(※自署でない場合は代署者が署名し、代署者氏名及び被検査者の続柄を記載)

医師記入欄

対象者の平成26年4月1日以降の風しんの抗体検査の結果は(あり・なし・不明または記録なし)と確認した。
 「あり」の場合、抗体検査の結果から、風しんの第5期の定期接種の(対象・非対象)と判断した。
 対象者のこれまでの風しんのワクチン接種歴は(あり・なし・不明または記録なし)と確認した。
 「あり」の場合、確認したワクチン接種歴は、以下のとおり。
 1回目:接種ワクチン(風しんワクチン・MRワクチン・MMRワクチン) 接種日(年 月 日)
 2回目:接種ワクチン(風しんワクチン・MRワクチン・MMRワクチン) 接種日(年 月 日)
 以上の問診の結果、今回の抗体検査は(必要・不要)と判断した。

医師署名又は記名押印 **労働 次郎**

風しんの抗体検査の結果(※裏面の付表2を参照)	判定結果 (いずれかに〇)	実施場所・医師名・検査年月日	
検査方法: HI 法	風しんの第5期の定期接種 対象	実施場所	労働クリニック
抗体価	風しんの第5期の定期接種 非対象	医師名	労働 次郎
8		検査年月日(西暦)	20##年 〇月 〇日
検査番号(※裏面の付表1を参照)			
<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6		(該当する検査番号の口を黒く(■)塗りつぶしてください)	

風しん抗体検査の結果、「定期接種の対象」と判定された方へ

あなたは、風しんの抗体検査の結果、風しんの第5期の定期接種の対象と判定されました。
 この受診票を持参して、予防接種を実施している医療機関を受診し、風しんの予防接種を受けてください。

様式(予診票)

風しんの第5期の定期接種予診票				
※本枠内をご記入ください。				
住所裏に記載されている住所	都 道 府 県	市 区 町 村	(クーポン貼付)	
氏 名				
生年月日	昭和 年 月 日生 (満 歳)	診察前の体温		度 分
質問事項		回答欄		医師記入欄
現時点で住民票のある市区町村とクーポン券に記載されている市区町村は同じですか。		はい	いいえ	
今日の予防接種について市区町村から配られている説明書を読みましたか。		はい	いいえ	
今日の予防接種の効果や副反応などについて理解しましたか。		はい	いいえ	
現在、何か病気にかかっていますか。(病名:)		はい	いいえ	
治療(投薬など)を受けていますか。(治療の内容:)		はい	いいえ	
その病気の主治医には、今日の予防接種を受けてもよいと言われましたか。		はい	いいえ	
免疫不全と診断されたことがありますか。		はい	いいえ	
今日、体に具合が悪いところがありますか。具合の悪い症状を書いてください。()		はい	いいえ	
薬や食品で皮膚に発疹やじんましんが出たり、体の具合が悪くなったことがありますか。		はい	いいえ	
これまでに予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか。症状() 予防接種の種類()		はい	いいえ	
ひきつけ(けいれん)を起こしたことがありますか。		はい	いいえ	
1ヵ月以内に予防接種を受けましたか。 予防接種の種類()		はい	いいえ	
心臓病、腎臓病、肝臓病、血液疾患などの慢性疾患にかかったことがありますか。病名()		はい	いいえ	
その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいと言われましたか。		はい	いいえ	
最近1ヵ月以内に熱が出たり、病気にかかったりしましたか。病名()		はい	いいえ	
今日の予防接種について質問がありますか。		はい	いいえ	
医師記入欄	被接種者が、風しんの第5期の定期接種の対象者であることを、抗体検査の結果等により確認(した・していない) 以上の問診及び診察の結果、今日の予防接種は(可能・見合わせる) 本人に対して、予防接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明した。 医師署名又は記名押印			
風しんの第5期の定期接種希望書(医師の診察の結果、接種が可能と判断された後に記入してください。) 医師の診察・説明を受け、予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。 (接種を希望します・接種を希望しません) この予診票は、予防接種の安全性の確保を目的としています。 このことを理解の上、本予診票が市区町村、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会に提出されることに同意します。 年 月 日 被接種者自署 (※自署できない場合は代筆者が署名し、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載)				
医師記入欄	ワクチンロット番号	接種量	実施場所・医師名・接種年月日	
	ワクチン名	0.5ml	実施場所	
	Lot No.		医師名	
(注)有効期限が切れていないか確認		接種年月日	年 月 日	
			(西暦)	

風しんの第5期の定期接種予診票記入例(国保連提出用)

シールは左上隅の「**が**」が隠れるように貼付

(国保連提出用)を貼付

質問事項		回答欄	医師記入欄
現時点で住民票のある市区町村とクーポン券に記載されている市区町村は同じですか。		<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	
今日の予防接種について市区町村から配られている説明書を読みましたか。		<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	
今日の予防接種の効果や副反応などについて理解しましたか。		<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	
現在、何か病気にかかっていますか。(病名:)		はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	
治療(投薬など)を受けていますか。(治療の内容:)		はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	
その病気の主治医には、今日の予防接種を受けてもよいと言われましたか。		はい <input type="radio"/> いいえ	
免疫不全と診断されたことがありますか。		はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	
今日、体に具合が悪いところがありますか。具合の悪い症状を書いてください。()		はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	
薬や食品で皮膚に発疹やじんましんが出たり、体の具合が悪くなったことがありますか。		はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	
これまでに予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか。症状() 予防接種の種類()		はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	
ひきつけ(けいれん)を起こしたことがありますか。		はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	
1ヵ月以内に予防接種を受けましたか。 予防接種の種類()		はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	
心臓病、腎臓病、肝臓病、血液疾患などの慢性疾患にかかったことがありますか。病名()		はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	
その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいと言われましたか。		はい <input type="radio"/> いいえ	
最近1ヵ月以内に熱が出たり、病気にかかったりしましたか。病名()		はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	
今日の予防接種について質問がありますか。		はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	

医師記入欄	被接種者が、風しんの第5期の定期接種の対象者であることを、抗体検査の結果等により確認(した/していない)以上の問診及び診察の結果、今日の予防接種は(可能/見合わせる)本人に対して、予防接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明した。 医師署名又は記名押印 労働 次郎
-------	--

風しんの第5期の定期接種希望書(医師の診察の結果、接種が可能と判断された後に記入してください。)医師の診察・説明を受け、予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。(接種を希望します/接種を希望しません)	
この予診票は、予防接種の安全性の確保を目的としています。このことを理解の上、本予診票が市区町村、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会に提出されることに同意します。 20##年○月□日 被接種者自署 厚生 太郎 <small>(印自署できない場合は代署者が署名し、代署者氏名及び接種番号との関係を記載)</small>	

医師記入欄	ワクチンロット番号	接種量	実施場所・医師名・接種年月日	
	ワクチン名 〇〇〇〇ワクチン Lot No. △△△△ (注)有効期限が切れていないか確認	0.5ml	実施場所 労働クリニック 医師名 労働 次郎 接種年月日(西暦) 20##年○月□日	医療機関等コード 0123456789

第3章. 対象者の受診時の対応について

3-1 風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種で 使用するクーポン券について

風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種を、実施機関において適切に実施できるように、市区町村が必要な情報を印字した用紙が「クーポン券」です。クーポン券は、市区町村が風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種の対象者に発行し、受診案内とともに配布されます。

クーポン券は、抗体検査時に使用するものと、予防接種時に使用するものが、それぞれ3種類(医療機関用、国保連提出用、ご本人控え)含まれており、裏面がシールになっています。

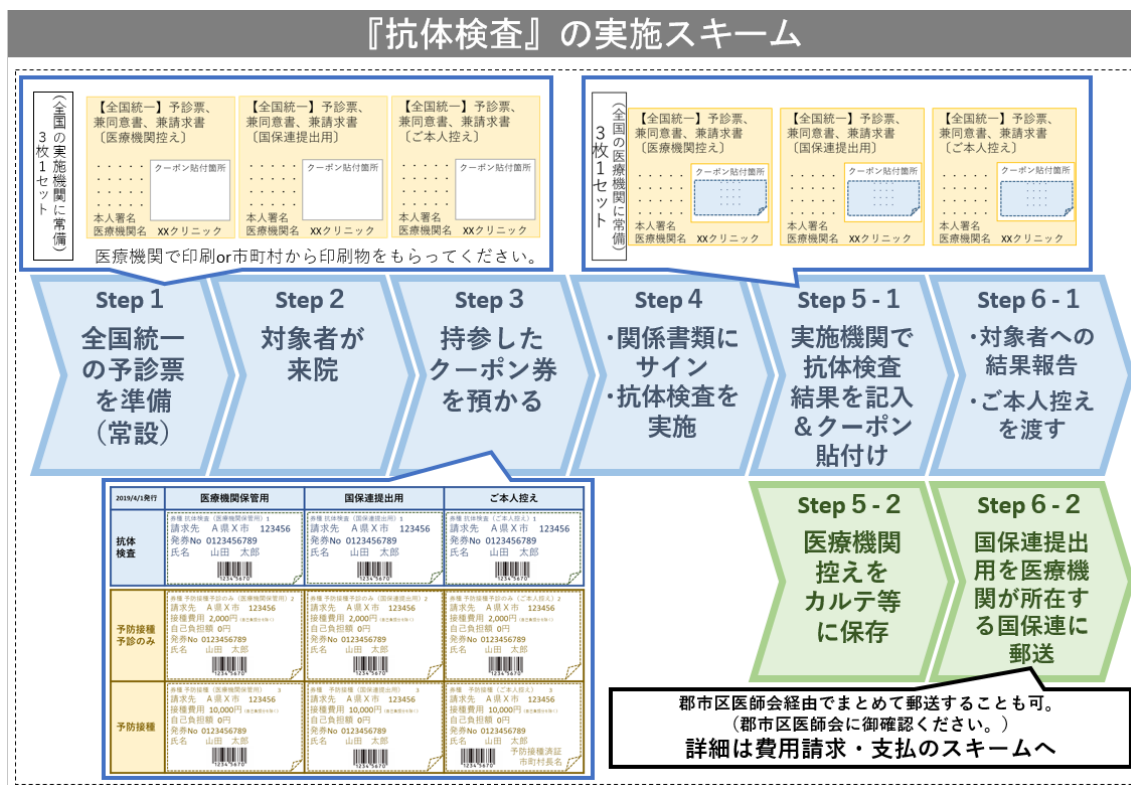
実施機関で使用する際は、風しんの抗体検査受診票及び風しんの第5期の定期接種予診票の該当部分に、本手引きに従ってクーポン券を貼付してください。なお、クーポン券の仕様については、第5章のQ&Aをご参照ください。

<受診票・予診票に貼付するクーポン券(見本)>

抗体検査	券種	抗体検査券	1	券種	抗体検査券	1	券種	抗体検査券	1
	請求先	〇〇県〇〇市	123456	請求先	〇〇県〇〇市	123456	請求先	〇〇県〇〇市	123456
	発券No	0123456789	有効期限2000年03月	発券No	0123456789	有効期限2000年03月	発券No	0123456789	有効期限2000年03月
	(氏名)一三四五六七八九十一二三四五六七八九十  (国保連提出用) 12345678901234567			(氏名)一三四五六七八九十一二三四五六七八九十  (医療機関控え) 12345678901234567			(氏名)一三四五六七八九十一二三四五六七八九十  (ご本人控え) 12345678901234567		
予防接種予診のみ	券種	予防接種予診券(予診のみ)	2	券種	予防接種予診券(予診のみ)	2	券種	予防接種予診券(予診のみ)	2
	請求先	〇〇県〇〇市	123456	請求先	〇〇県〇〇市	123456	請求先	〇〇県〇〇市	123456
	予診費用 (税抜) 9,999 円(自己負担分を除く)			予診費用 (税抜) 9,999 円(自己負担分を除く)			予診費用 (税抜) 9,999 円(自己負担分を除く)		
	自己負担額 (税抜) 0 円			自己負担額 (税抜) 0 円			自己負担額 (税抜) 0 円		
	発券No	0123456789	有効期限2020年03月	発券No	0123456789	有効期限2020年03月	発券No	0123456789	有効期限2020年03月
	(氏名)一三四五六七八九十一二三四五六七八九十  (国保連提出用) 1234567890123456799999			(氏名)一三四五六七八九十一二三四五六七八九十  (医療機関控え) 1234567890123456799999			(氏名)一三四五六七八九十一二三四五六七八九十  (ご本人控え) 1234567890123456799999		
予防接種	券種	予防接種券	3	券種	予防接種券	3	券種	予防接種券(兼 予防接種済証)	3
	請求先	〇〇県〇〇市	123456	請求先	〇〇県〇〇市	123456	請求先	〇〇県〇〇市	123456
	接種費用 (税抜) 9,999 円(自己負担分を除く)			接種費用 (税抜) 9,999 円(自己負担分を除く)			接種費用 (税抜) 9,999 円(自己負担分を除く)		
	自己負担額 (税抜) 0 円			自己負担額 (税抜) 0 円			自己負担額 (税抜) 0 円		
	発券No	0123456789	有効期限2020年03月	発券No	0123456789	有効期限2020年03月	発券No	0123456789	有効期限2020年03月
	(氏名)一三四五六七八九十一二三四五六七八九十  (国保連提出用) 1234567890123456799999			(氏名)一三四五六七八九十一二三四五六七八九十  (医療機関控え) 1234567890123456799999			(氏名)一三四五六七八九十一二三四五六七八九十  (ご本人控え) 〇〇県〇〇市長 〇〇〇〇		

3-2 風しんの抗体検査の実施について

3-2-1 概要



風しんの抗体検査の流れは上図のとおりです。実際の手順について、以下に詳細を記載しています。

3-2-2 風しんの抗体検査の受付について

受付の際には、下記を確認すること等により、受診者が風しんの抗体検査の対象者であることを確認してください。

- 本人確認 (免許証、マイナンバーカードなどの本人確認書類を用いる)
 - ※1 本人確認に当たり、写し等の保管は不要です。
- クーポン券の有効期限
- クーポン券に記載された住所地の市区町村名と、対象者が居住している (住民票のある) 市区町村の一致
 - ※2 クーポン券に記載された住所地の市区町村名と、受診者が居住している (住民票のある) 市区町村が異なることが判明した場合は、住民票のある市区町村からクーポン券の再発行

を受ける必要がある旨をお伝えください。

上記いずれかに不備があった場合、クーポン券を用いた風しんの抗体検査を実施することができません。万が一、風しんの抗体検査を実施した場合、**本対策による検査費用を支払うことができません**。特に住所に関しては、引っ越し等で住民票が異動している場合がありますので、お声がけ等による受診者への確認をお願いします。

受診者が風しんの抗体検査の対象者であることが確認できたら、受診票を記入していただいでください。

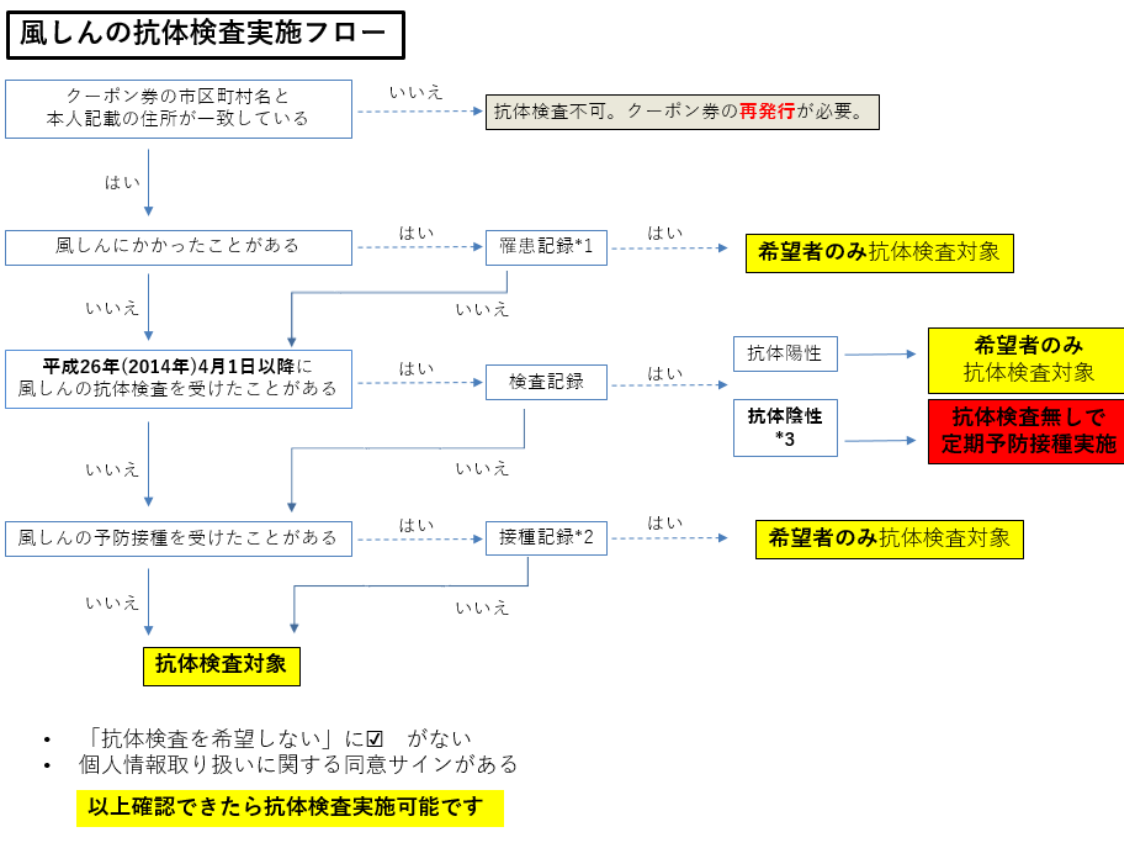
なお、何らかの事情により風しんの抗体検査を実施しない場合は、受診票を国保連に送付する必要はありません。

3-2-3 風しんの抗体検査の際の確認について

風しん感染の既往歴や、平成26年(2014年)4月1日以降の風しんの抗体検査歴又は風しんの予防接種実施歴が書類で確認できない場合は、風しんの抗体検査を実施していただくことになります。

風しんの抗体検査歴又は風しんの予防接種実施歴を書類で確認できた場合でも、受診者が希望する場合には風しんの抗体検査を実施しても構いません。具体的には、受診票の質問項目を下記「風しんの抗体検査実施フロー」のとおり確認をお願いします。

なお、風しんの抗体検査の実施対象と判断された場合には、対象者は、風しんの抗体検査を実施する前に「市区町村等と情報が共有されること」に同意する必要があります。「風しんの抗体検査をうけることを希望いたしません」に**チェックが入っている場合は、抗体検査を実施することはできません**。



- * 1. ウイルス遺伝子検査 (PCR 法) による風しんウイルス遺伝子の検出、ウイルス分離・同定による風しんウイルスの検出、風しん抗体の検出 (IgM 抗体の検出、ペア血清での抗体陽転又は抗体価の有意な上昇)。
- * 2. 風しんの予防接種とは、風しんワクチン、麻しん・風しん混合ワクチン (MR)、麻しん・風しん・おたふくかぜワクチン (MMR) のいずれかをいう。
- * 3. 抗体検査結果が陰性であるとは、本手引き掲載の「風しんの第5期の定期接種の対象となる抗体価基準」を満たすものをいう。

3-2-4 風しんの抗体検査の価格選択について

主に健診機関において、風しん抗体検査価格について、「健診等の機会に行う場合」と「医療機関を受診して行う場合」のいずれの単価を用いるかについては、実施機関が健診等の機会に行っているか、健診等とは別に医療機関を受診した機会に行っているかによって、適宜判断してください。

※ ただし、以下の場合、健診とは別に医療機関を受診した機会に行っているとは判断できません。

- ・ 健診等で採取した検体を抗体検査に用いる場合
- ・ 医療機関外の場所で行われる場合 (巡回健診等の場であっても、診療所開設の手続きは取られていない場所で行われる場合を含みます)

3-2-5 風しんの抗体検査の結果判定と報告について

風しんの抗体検査の結果が届いたら、風しんの抗体検査を実施する前に作成した受診票に結果を転記してください。転記の際は、以下の測定キット名と抗体価の読み替え票を参考にしてください。必要事項が漏れなく記載されていれば、シール貼付等で代用しても構いません。シールを作成される場合は、請求支払事務に影響する可能性があるため、Q20のクーポン券の仕様に準じて作成してください。

なお、同一の検査方法であっても、予防接種要否判定値(カットオフ値)が異なる場合があります。必ず検査方法、抗体価、単位をすべて確認した上で記入・判定を行ってください。

また、風しんの抗体検査の結果を本人へ直接伝達する場合は、受診者が自分自身の風しんの免疫保有の状況を理解する貴重な機会なので、検査値の解説や対象者個々人のリスク等を説明し、抗体価が基準に満たない者には、風しんの第5期の定期接種を受けることの重要性を説明していただくよう、お願いいたします。

郵送で伝達する場合も直接伝達と同様、抗体価が基準に満たない者が風しんの第5期の定期接種を受けることの重要性を認識できるよう、例えば、結果の通知にあわせ、厚生労働省が作成した啓発資材(本手引き付属資料5)等を活用するなどにより、予防接種の要否の情報や、予防接種を受けるに当たって必要な情報を盛り込んでいただくよう、お願いいたします。

風しんの第5期の定期接種の対象となる抗体価基準

測定キット名（製造販売元）	検査方法	抗体価（単位等）
風疹ウイルスHI 試薬「生研」 （デンカ生研株式会社）	赤血球凝集抑制法 （HI 法）	8倍以下（希釈倍率）
R-HI「生研」 （デンカ生研株式会社）	赤血球凝集抑制法 （HI 法）	8倍以下（希釈倍率）
ウイルス抗体 EIA「生研」ルベラ IgG （デンカ生研株式会社）	酵素免疫法 （EIA 法）	6.0未満（EIA 価）
エンザイグノスト B 風疹/IgG （シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社）	酵素免疫法 （EIA 法）	1.5未満 （国際単位（IU）/ml）
バイダス アッセイキット RUB IgG （シスメックス・ピオメリユ株式会社）	蛍光酵素免疫法 （ELFA 法）	2.5未満 （国際単位（IU）/ml）
ランピア ラテックス RUBELLA （極東製薬工業株式会社）	ラテックス免疫比濁法 （LTI 法）	1.5未満 （国際単位（IU）/ml）
アクセス ルベラ IgG （ベックマン・コールター株式会社）	化学発光酵素免疫法 （CLEIA 法）	2.0未満 （国際単位（IU）/ml）
i-アッセイ CL 風疹 IgG （株式会社保健科学西日本）	化学発光酵素免疫法 （CLEIA 法）	1.1未満（抗体価）
BioPlex MMRV IgG （バイオ・ラッド ラボラトリーズ株式会社）	蛍光免疫測定法 （FIA 法）	1.5未満 （抗体価 AI*）
BioPlex ToRC IgG （バイオ・ラッド ラボラトリーズ株式会社）	蛍光免疫測定法 （FIA 法）	1.5未満 （国際単位（IU）/ml）

* 製造企業が独自に調整した抗体価単位
 （今後キットの追加の可能性あり）

＜風しんの第5期の定期接種の対象となる抗体価基準と受診票への結果の記載例＞

測定キット名(製造販売元)	検査方法	定期接種の 対象となる 抗体価 (単位等)	受診票への結果の記載方法 (例)		
			検査方法	抗体価	単位
風疹ウイルスHI試薬「生研」 (デンカ生研株式会社)	赤血球凝集抑制法 (HI法)	8倍以下(希釈倍率)	HI法	8	倍
R-HI「生研」 (デンカ生研株式会社)	赤血球凝集抑制法 (HI法)	8倍以下(希釈倍率)	HI法	8未満	倍
ウイルス抗体EIA「生研」ルベラIgG (デンカ生研株式会社)	酵素免疫法 (EIA法)	6.0未満(EIA価)	EIA法	10.0	EIA価
エンザイグノスト B 風疹/IgG (シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社)	酵素免疫法 (EIA法)	15未満 (国際単位(IU)/ml)	EIA法	16	IU/mL
バイダス アッセイキット RUB IgG (シスメックス・バイオメリュー株式会社)	蛍光酵素免疫法 (ELFA法)	25未満 (国際単位(IU)/ml)	ELFA法	20	IU/mL
ランピア ラテックス RUBELLA (極東製薬工業株式会社)	ラテックス免疫比濁法 (LTI法)	15未満 (国際単位(IU)/ml)	LTI法	16	IU/mL
アクセス ルベラ IgG (ベックマン・コールター株式会社)	化学発光酵素免疫法 (CLEIA法)	20未満 (国際単位(IU)/ml)	CLEIA法	20	IU/mL
i-アッセイ CL 風疹 IgG (株式会社保健科学西日本)	化学発光酵素免疫法 (CLEIA法)	11未満(抗体価)	CLEIA法	16	抗体価
BioPlex MMRV IgG (バイオ・ラッド ラボラトリーズ株式会社)	蛍光免疫測定法 (FIA法)	1.5未満 (抗体価 AI*)	FIA法	3.0	抗体価 AI
BioPlex ToRC IgG (バイオ・ラッド ラボラトリーズ株式会社)	蛍光免疫測定法 (FIA法)	15未満 (国際単位(IU)/ml)	FIA法	16	IU/mL

* 製造企業が独自に調整した抗体価単位

(今後キットの追加の可能性あり)

結果記入例（赤枠内）

風しんの抗体検査の結果（※裏面の付表1を参照）		判定結果 （いずれかに○）	実施場所・医師名・検査年月日	
検査方法： 抗体価	HI 法	風しんの第5期の 定期接種 対象	実施場所	労働クリニック
8	単位 倍・EIA価・ IU/mL・ その他（ ）		医師名	労働 次郎
検査番号（※裏面の付表1を参照）		風しんの第5期の 定期接種 非対象	検査年月日	20##年 ○月 □日
■ 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/>		（該当する検査番号の口を黒く（■）塗りつぶしてください）		

上記の結果記入例は、HI法での検査結果が8倍であった方について記入しています。

3-2-6 受診票の複製とその用途

風しんの抗体検査が行われた後は、必要事項がすべて記載された受診票に**国保連提出用のクーポン券**を貼付し、国保連に提出する必要があります。

抗体検査を実施した記録として、国保連に提出する受診票とは別の受診票に、対象者の「風しんの抗体検査の結果（検査方法・抗体価・単位）」「判定結果」「実施場所・医師名・検査年月日」を記載した上で、ご本人控えのクーポン券を貼付し、対象者ご本人にお渡しください。なお、国保連提出用の受診票を複写した上で、クーポン券（ご本人控え）を貼付し、対象者にご本人控えとしてお渡しいただいても構いません（詳細は第5章、Q&AのQ15を参照）。

また、クーポン券の記載情報及び検査結果を実施機関において保管する方法については、必ずしも受診票及びクーポン券の原本を保管する必要はなく、例えば、診療録に検査結果を記載しクーポン券を貼付する方法や、国保連送付用の受診票を複写した上で、医療機関控えのクーポン券を貼付し、保管する方法などとしても構いません。

※1 抗体検査時のクーポン券の預かり方及び返却については、特段取扱いを定めていませんが、下記の2例を参考に適切に御対応ください。

- ① 受付時に抗体検査のクーポン券を貼付し、予防接種用のクーポン券はその場でご本人に返却する。
- ② すべてのクーポン券を一旦預かり、予防接種用のクーポン券は抗体検査の結果とともにご本人に返却する。

※2 健診の機会の活用等により風しんの抗体検査を受検した場合、抗体検査の結果は、健診結果とともにご本人控えを本人に郵送しても差し支えありません。その際は、情報の取扱いに特に留意してください。

なお、複写式の受診票については、国保連における請求支払事務に当たり、OCR

判明した場合は、住民票のある市区町村からクーポン券の再発行を受ける必要がある旨をお伝えください。

3-3-3 接種当日の受付について

接種当日の受付の際には、下記を確認すること等により、受診者が風しんの第5期の定期接種の対象者であることを確認してください。

- 陰性(※1)の抗体検査結果を所持していること
 - ※1 陰性の抗体検査結果とは、本事業で使用されている統一様式の「風しんの抗体検査受診票」または平成26年(2014年)4月1日以降に実施された風しんの抗体検査の結果報告用紙に記載されており、本手引き掲載の「風しんの第5期の定期接種の対象となる抗体価の基準」の基準を満たすものを指します。
- 本人確認(免許証、マイナンバーカードなどの本人確認書類を用いる)
 - ※2 本人確認に当たり、写し等の保管は不要です。
- クーポン券の有効期限
- クーポン券に記載された住所地の市区町村名と、対象者が居住している(住民票のある)市区町村の一致(※3)
 - ※3 クーポン券に記載された住所地の市区町村名と、受診者が居住している(住民票のある)市区町村が異なることが判明した場合は、住民票のある市区町村からクーポン券の再発行を受ける必要がある旨をお伝えください。

上記いずれかに不備があった場合、クーポン券を用いた予防接種を実施することはできません。万が一、予防接種を実施した場合、**本対策による接種費用を支払うことができません**。特に住所に関しては、引っ越し等で住民票が異動している場合がありますので、お声がけ等による受診者への確認をお願いします。

確認の上、クーポン券を用いた風しんの第5期の定期接種が実施可能であれば、あらかじめ準備した予診票を、対象者に記入していただいでください。

3-3-4 予防接種の実施について

- 実施に当たっての準備等
- ① 予診票を窓口で備えるとともに、予防接種に必要なワクチン及び諸資材の確保を行ってください。
- ② 集合契約における風しんの第5期の定期接種は、乾燥弱毒生麻疹風しん混合ワクチン(MRワクチン)を使用してください。

- ③ 予防接種を実施する際は、被接種者や使用ワクチンの種類・量・有効期限など十分に確認を行い、事故の防止に努めてください。また、被接種者に副反応がみられた場合に備え、救急措置物品を備えるとともに、速やかに医療機関において適切な治療が受けられるよう、関係医療機関との連携を図っておくことが必要です。
- ④ 接種医は、被接種者本人が予防接種不適合者又は予防接種要注意者か否かを確認するため、予診票に記載されている質問事項に対する回答に関する本人への問診を通じ、抗体検査の結果により接種対象者であることを確認するとともに、診察等を実施した上で、接種を行ってください。なお、予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こり得る副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、定期接種の対象者又はその保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行い、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合（予診票への署名により確認）に限り接種を行ってください。
- ⑤ 接種終了後、接種医は、予診票の医師記入欄、ワクチン名、ロット番号、実施場所、医師名、接種年月日等の必要事項を記載した上で、予診票の原本に「国保連提出用」のクーポン券を貼付し、国保連に提出してください。本人控え（兼接種済証）のクーポン券を貼付する予診票には、上記の必要事項を転記する他、原本の複写を使用しても構いません。

○ 接種液・接種時の注意等

(1) 接種液

- ① 接種液の使用に当たっては、標示された接種液の種類、有効期限内であること及び異常な混濁、着色、異物の混入その他の異常がない旨を確認してください。
- ② 接種液の貯蔵は、生物学的製剤基準の定めるところによるほか、所定の温度が保たれていることを温度計によって確認できる冷蔵庫等を使用してください。また、ワクチンによって、凍結させないこと、溶解は接種直前に行い一度溶解したものは直ちに使用すること、溶解の前後にかかわらず光が当たらないよう注意することなどの留意事項があるので、それぞれ添付文書を確認の上、適切に使用してください。

(2) 接種時の注意

次に掲げる事項を遵守してください。

- ① 予防接種に従事する者は、手指を消毒すること。
- ② ワクチンによって、凍結させないこと、溶解は接種直前に行い一度溶解

したものは直ちに使用すること、溶解の前後にかかわらず光が当たらないよう注意することなどの留意事項があるので、それぞれ添付文書を確認の上、適切に使用すること。

- ③ 接種液の使用に当たっては、有効期限内のものを均質にして使用すること。
- ④ バイアル入りの接種液は、栓及びその周囲をアルコール消毒した後、栓を取り外さないで吸引すること。
- ⑤ 接種液が入っているアンプルを開口するときは、開口する部分をあらかじめアルコール消毒すること。
- ⑥ 原則として上腕伸側に皮下接種により行うこと。接種前には接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては注射針の先端が血管内に入っていないことを確認すること。
- ⑦ 接種用具等の消毒は、適切に行うこと。
- ⑧ 被接種者に対して、次に掲げる事項を要請すること。
 - ア 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意し、又は注意させること。
 - イ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受け、又は受けさせること。
 - ウ 被接種者は、イの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに被接種者が居住している（住民票のある）市区町村の担当部局に連絡すること。

○ 予防接種の間違いの報告

接種医は、定期接種を実施する際、予防接種に係る間違いの発生防止に努めるとともに、間違いの発生を迅速に把握できる体制をとり、万が一、誤った用法用量でワクチンを接種した場合や、有効期限の切れたワクチンを接種した場合、血液感染を起こしうる場合等の重大な健康被害につながるおそれのある間違いを把握した場合には、以下の①から⑥までの内容を任意の様式に記載し、被接種者が居住している（住民票のある）市区町村に速やかに報告すること。

- ① 予防接種を実施した機関
- ② ワクチンの種類、メーカー、ロット番号
- ③ 予防接種を実施した年月日（間違い発生日）
- ④ 間違いに係る被接種者数
- ⑤ 間違いの概要と原因
- ⑥ 健康被害発生の有無（健康被害が発生した場合は、その内容）

○予防接種による健康被害等への対応

接種医の所属する医療機関の開設者又は接種医は、被接種者に予防接種による副反応（予防接種法施行規則第5条に規定する症状）を診断した場合は、必要な処置などを行うとともに、「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」（平成25年3月30日健発0330第3号、薬食発0330第1号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）（付属資料1参照）に基づき、速やかに独立行政法人医薬品医療機器総合機構へFAX（FAX番号：0120-176-146）にて報告してください。

3-3-5 MR ワクチンの発注時の基本的事項等

MR ワクチンの供給量は、定期接種の対象者の追加に向けて、製造販売業者に増産の協力を依頼しており、2019年春以降、随時、一定量のワクチンが追加供給される見込みであり、2019年秋以降は継続的にワクチンが追加供給される見込みです。

医療機関は、風しんの第5期の定期接種又は任意接種を行うためにMR ワクチンを卸売販売業者に発注する際には、接種予定（見込み）等を勘案した上で、見込み以上の量を発注せず、一度の発注で2週間分を上限とすることを原則としてください。また、下の様式に、発注量、接種者の内訳（予定）を記載して、卸売販売業者に提出するようお願いします（添付資料6をご参照ください）。

発注量	(予定) ▲▲本
①妊娠を希望する女性及び妊婦の同居家族	(予定) ◇◇人
②麻しん対策として接種する医療関係者等	(予定) ==人
③第5期定期接種の対象者	(予定) --人
その他	(予定) ××人

〔注意〕 発注する際には、予約状況等を勘案した上で、必要最低限の量を発注いただき、一度の発注で2週間分を上限とすることを原則としています。

風しんの第5期の定期接種又は任意接種を行うためにMR ワクチンを発注したものの、発注した卸売販売業者に在庫がなかった場合には、実施機関は所在する都道府県（都道府県が保健所設置市等を指定する場合は指定先）に相談し、紹介された卸売販売業者から直接（又は希望する卸売販売業者を経由して）購入するようお願いします。

3-3-6 予診票の複製とその用途

風しんの第5期の定期接種が行われた後は、必要事項がすべて記載された予診票に**国保連提出用のクーポン券**を貼付し、国保連に提出する必要があります。

風しんの第5期の定期接種を実施した記録として、予診票の原本とは別の予診票に対象者の「住所」「氏名」「生年月日」及び「実施場所・医師名・接種年月日」を記載した上で、ご本人控え（兼予防接種済証）のクーポン券を貼付し、対象者ご本人にお渡しください。なお、国保連提出用の予診票を複写した上で、ご本人控え（兼予防接種済証）のクーポン券を貼付し、対象者にお渡しいただくことでも構いません（詳細は第5章・Q&AのQ15を参照）。

また、クーポン券の記載情報及び定期接種の実施記録を実施機関において保管する方法については、必ずしも予診票及びクーポン券の原本を保管する必要はなく、例えば、診療録に実施記録を記載しクーポン券を貼付する方法や、国保連送付用の予診票を複写した上で、医療機関控えのクーポン券を貼付し、保管する方法などとしても構いません。

なお、複写式の受診票については、国保連における請求支払事務に当たり、OCRで読み込めない可能性があるため、基本的には避けていただきたいですが、やむを得ない理由等で複写式の受診票を作成する場合は、以下の2点を遵守してください。

- ① 1枚目の紙厚は、ノーカーボン紙（感圧紙）N60（コピー用紙と同等、0.08mm、55kg）としてください
- ② 原本を市区町村で保管するため、1枚目を国保連提出用としてください

第4章. 請求事務について

4-1 請求の流れ

費用の請求は、実施機関が所在している国保連へ行います。その際の手順は、以下に示すとおりです。

- ① 国保連提出用のクーポン券が貼付された受診票・予診票を、クーポン券の発行市区町村ごとにまとめておきます
- ② それぞれの市区町村ごとに、請求総括書（小計）を作成します
 - ・請求金額の欄にはそれぞれ区分ごとに以下により記載
(抗体検査)
税抜き欄・・・件数×税抜き単価
税込み欄・・・件数×税込み単価
(予防接種)
税抜き欄・・・件数×税抜き単価
税込み欄・・・税抜き欄に記載された額＋（税抜き欄に記載された額×消費税及び地方消費税率）
※1円未満の端数は切り捨て
- ③ ②で作成した請求総括書（小計）をまとめた請求総括書（総計）を作成します
 - ・請求金額の欄には、②で区分ごとに記載した金額の合計をそれぞれの欄に記載
- ④ 請求総括書（総計）及び請求総括書（小計）とともに、市区町村用のクーポン券が貼付された受診票・予診票を国保連へ送付します

(注) 予診のみの費用を市区町村が設定していない場合（0円の場合）は、請求に計上しないでください。また、この場合は予診票の原本を国保連に送付しないでください。

原則として、風しんの抗体検査の結果が判明した日又は風しんの第5期の定期接種の実施日の翌月10日までに、国保連へ必要書類を送付してください。また、請求総括書は、同一実施機関から、同一月に1枚のみ送付してください。

ただし、**2019年4月及び2019年5月**に実施した風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種の費用の請求は、**2019年6月10日までに**、2ヶ月分の請求総括書（総計）及び請求総括書（小計）を1枚にまとめて送付してください。

国保連への書類送付に当たって、郵送の方法に指定はありませんが、各都道府県の国保連によって対応が異なる場合があります。詳細については、所在地の国保連にお

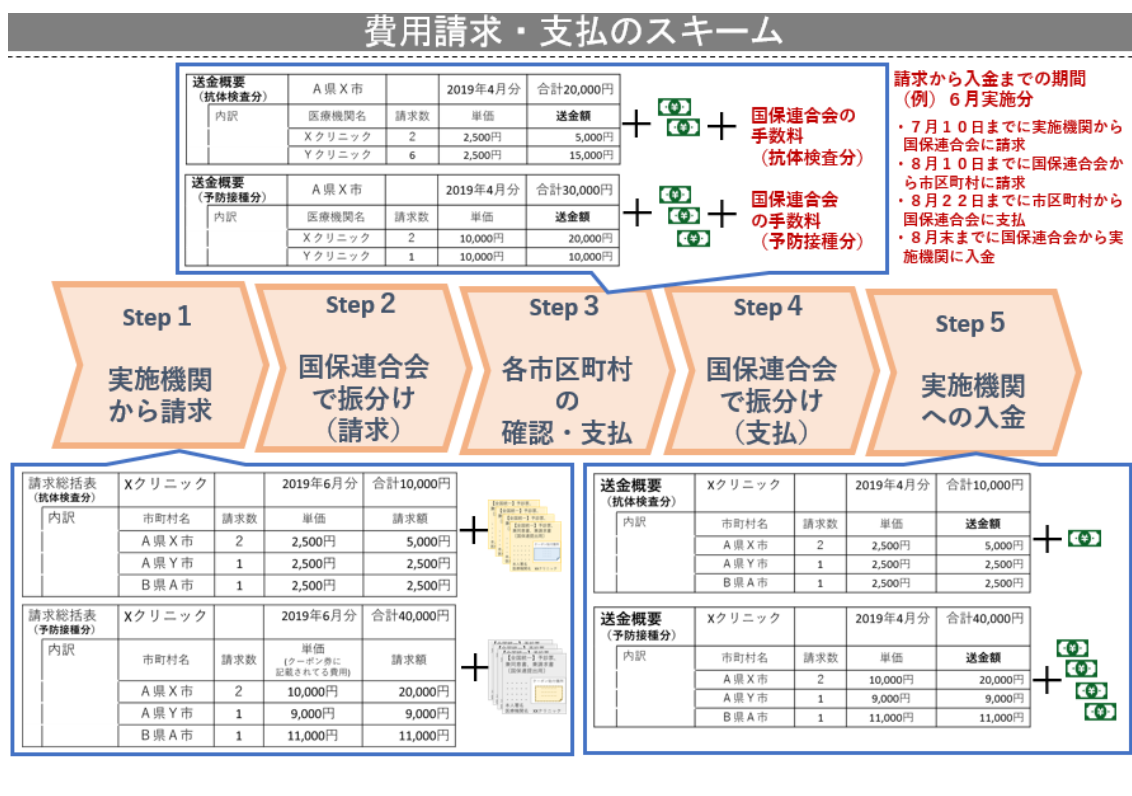
問い合わせください。

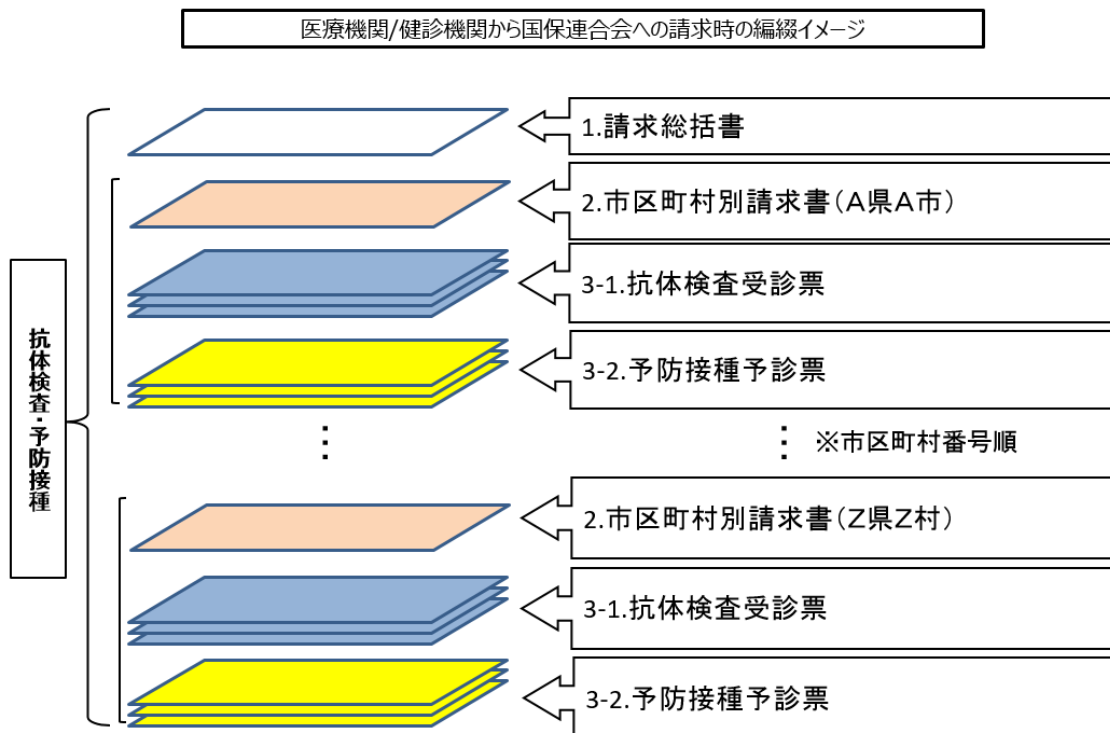
なお、実施機関から国保連へ請求する請求総括書(小計)に集計等の誤りがあった場合、国保連において請求総括書(小計)の修正等を行うなどして、各市区町村へ送付することとなります。この際、実施機関には、国保連から支払額通知書及び支払額内訳書が通知されますので、請求額との相違について、当該支払額内訳書により確認してください。

※1 請求総括書等の様式は、下記の厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00001.html

※2 請求総括書(総計)、請求総括書(小計)、受診票・予診票は、以下のように編綴するようにしてください。





4-2 費用の請求支払の流れ

集合契約においては、請求の付随しない、クーポン券が貼付された受診票又は予診票の送付は行わないものとします。

具体的な費用の請求は、以下のような手順で行われます。

- (1) 実施機関は、毎月10日までに、前月までに実施した抗体検査又は予防接種について、請求総括表(総計)及び請求総括表(小計)を作成した上で、クーポン券が貼付された受診票又は予診票とともに所定の形式に編綴し、国保連へ送付します。
- (2) 国保連は、受理した請求総括表(総計)、請求総括表(小計)及びクーポン券が貼付された受診票又は予診票の費用に関する内容を確認した上で、請求のあった月の翌月10日までに、市区町村に対して費用を請求します。
- (3) 市区町村は、原則として、国保連から請求のあった月の22日までに、当該請求を受けた抗体検査費用等を国保連に支払います。なお、支払いの後に市区町村の確認により実施機関からの請求の誤り等が判明した場合は、実施機関と個別に調整することとします。
- (4) 国保連は、市区町村から支払を受けた月の末日までに、実施機関に費用を支払います。

上記(1)～(4)の運用に当たっては、市区町村と各都道府県国保連の契約に従います。

なお、各都道府県の国保連が、都道府県間の請求・決済の調整を行うに当たっては、その調整及び精算等の事務を国保中央会が行います。

4-3 費用の支払先について

本対策に係る費用の支払先は、原則として診療報酬又は特定健診等の振込先として指定している(委任状に記載された医療機関コード等で登録されている)口座と同一の口座です。ただし、やむを得ない事情がある場合には、本対策用の支払先口座を別途指定することも可能です。

本対策用の支払先口座を別途指定する場合は、以下にご留意ください。

- ① 必ず所在地の国保連に問い合わせること
- ② 口座登録用書類に必要事項を記載の上、所在地の国保連に返送すること
- ③ 2019年4月までに集合契約に参加している実施機関は、2019年5月31日までに口座情報を国保連に報告すること
- ④ 2019年5月以降に集合契約に参加する実施機関は、実施機関一覧表に掲載された月の翌月の20日までに口座情報を国保連に報告すること(例:2019年6月

に実施機関一覧表に掲載→2019年7月20日までに口座情報を報告)

- ※1 診療報酬又は特定健診等の振込先として指定している口座と同一の口座を使用する場合は、上記の手続きは不要です。
- ※2 口座登録用書類の様式は、下記の厚生労働省ホームページからダウンロードできます。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00001.html

風しんの抗体検査・風しんの第5期定期接種 に係る費用の請求及び受領に関する届

20 年 月 日 提出

国民健康保険団体連合会 御中

開設者（代表者） 住所

氏名 印

風しんの抗体検査等に係る費用の請求及び受領に関する届を下記のとおり記入・捺印のうえ提出いたします。

医療機関 等番号					
フリガナ		TEL	— —	連 合 会 使 用 欄	
医療機関 等名称		FAX	— —		
郵便 番号	—				
フリガナ		振込先	金融機関コード		
		支店名	支店コード		
所在地		預金 種目	1: 普通 2: 当座	該当番号に○ を付けて下さ い。	
		口座 番号		右詰で記載し て下さい。	
フリガナ		フリガナ			
請求者		口座 名義人※			
	届出理由(該当番号に○を付けて下さい。)	請求開始(変更)年月	旧医療機関等番号		
1	新設	20 年 月 より	/ /		
2	請求者または口座名義人の変更				
3	振込先及び口座番号の変更				
4	その他 ()				
備考					

※開設者（代表者）と口座名義人が異なる場合には、委任状も添付いただく必要があります。

<記載方法等>

風しんの抗体検査・風しんの第5期定期接種
 に係る費用の請求及び受領に関する届

① 20 年 月 日 提出

② 国民健康保険団体連合会 御中

開設者(代表者) 住所 ③
 氏名 印

風しんの抗体検査等に係る費用の請求及び受領に関する届を下記のとおり記入・捺印のうえ提出いたします。

医療機関 等番号	④																				
フリガナ	⑤										TEL	⑨		—	—	連 合 会 使 用 欄					
医療機関 等名称											FAX	⑩		—	—						
郵便 番号	⑥																				
フリガナ	⑦										振込先	金融機関コード									
所在地	⑦										支店名	支店コード									
											預金 種目	⑬		1: 普通		2: 当座		該当番号に○を 付けて下さい。			
											口座 番号	⑭						右詰で記載して 下さい。			
フリガナ	⑧										フリガナ	⑮									
請求者											口座 名義人※										
	届出理由(該当番号に○を付けて下さい。)										請求開始(変更)年月					旧医療機関等番号					
⑯	1	新設								⑰					⑱						
	2	請求者または口座名義人の変更																			
	3	振込先及び口座番号の変更																			
	4	その他()																			
備考																					

※開設者(代表者)と口座名義人が異なる場合には、委任状も添付いただく必要があります。

◎ご記入いただく項目内容について

No.	項目	内容
①	提出年月日	提出年月日
②	国保連	医療機関または健診機関所在地の都道府県名
③	開設者(代表者)住所・氏名	開設者の住所及び氏名(開設者が法人の場合は法人名と代表者名)を記載し、開設者印を押印
④	医療機関等番号	医療機関番号または健診機関番号(10桁)
⑤	医療機関等名称	医療機関名称または健診機関名称
⑥	郵便番号	⑤の所在地郵便番号
⑦	所在地	⑤の所在地(フリガナも記載)
⑧	請求者	請求者の氏名(フリガナも記載)
⑨	TEL	⑤の電話番号
⑩	FAX	⑤のFAX番号
⑪	振込先	振込先金融機関の名称と金融機関コード(4桁)
⑫	支店名	振込先金融機関の本店・支店名称と支店コード(3桁)
⑬	預金種目	該当する口座種目番号に○印
⑭	口座番号	振込先金融機関の口座番号(右詰め)
⑮	口座名義人	通帳等に記載されている口座名義人(フリガナも記載)
⑯	届出理由	該当する届出理由番号に○印
⑰	請求開始(変更)年月日	請求の開始及び届出内容に変更が発生する年月日
⑱	旧医療機関等番号	医療機関等番号に変更が生じた場合のみ、旧医療機関等番号を記載

※記入漏れの無いようお願いします。

第5章. Q&A

Q01. 集合契約の委任状は、複数の取りまとめ団体に提出する必要があるのでしょうか。

委任状は、取りまとめ団体のうち任意の1ヶ所に提出してください。優先すべき提出先はありませんが、取りまとめ団体によっては委任に当たっての条件を示している場合がありますので、詳細は各取りまとめ団体にお問い合わせください。

なお、複数の取りまとめ団体に委任状を提出した場合でも、特に支障はありません。

Q02. 集合契約の委任状は、いつまで保管しておく必要があるのでしょうか。

委任状の保管期間は、実施機関一覧表に掲載された日から5年間とします。

Q03. 集合契約に途中から参加することは可能でしょうか。

可能です。集合契約に途中から参加する場合も、取りまとめ団体に委任状を提出していただく必要があります。詳細については、1-3をご参照ください。なお、実施機関一覧表の更新は、2019年5月までは随時、2019年6月以降は2ヶ月に1回（偶数月の初日）となります。原則として、実施機関一覧表に掲載された日から、風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種を実施することができます。

Q04. クーポン券の発行元市区町村と居住している市区町村とが異なる場合はどのように扱うのでしょうか。

引っ越しなどにより、クーポン券の発行元市区町村と、受検日又は接種日時点で対象者が居住している（住民票のある）市区町村が一致していない場合は、クーポン券を用いた風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種を実施したとしても、**市区町村から実施機関に費用を支払うことができません**。住民票のある市区町村からクーポン券の再発行を受ける必要がありますので、受診者にその旨をお伝えしてください。

Q05. クーポン券の発行を受けていない人が受診した場合はどのよ

うにすればよいでしょうか。

まず、本対策の対象者（1962（昭和37）年4月2日から1979（昭和54）年4月1日生まれの男性）かどうかをご確認ください。対象者であっても、クーポン券がない場合には、本対策の抗体検査や予防接種を実施することができません。クーポン券を持参する必要がありますので、受診者にその旨をお伝えしてください。

※ なお、2019年度は、1972（昭和47）年4月2日から1979（昭和54）年4月1日生まれの男性に対して、住民票のある市区町村からクーポン券が発送されます。それ以外の方（1962（昭和37）年4月2日から1972（昭和47）年4月1日生まれの男性）に対してはクーポン券が発送されないため、特に希望される方は、住民票のある市区町村へ確認の上、クーポン券の発行を受ける必要があります。

Q06. クーポン券を紛失した対象者が受診した場合はどのようにすればよいでしょうか。

風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種の対象者であっても、クーポン券がない場合には、本対策の抗体検査や予防接種を実施することができません。住民票のある市区町村からクーポン券の再発行を受ける必要がありますので、受診者にその旨をお伝えしてください。

Q07. これまでに風しんにかかったかどうか、不明な場合はどうしたらよいでしょうか。

風しんの抗体検査受診票の「これまでに風しんにかかったことがありますか」の問いに、「いいえ」を選択するようお伝えください。

Q08. 抗体検査、予防接種について、受託した場合、クーポン券を持参した方には全員に提供しなければならないのでしょうか。それとも特定の曜日に実施する、かかりつけ患者のみを対象

とする、一時的に提供を中止する等の対応は可能でしょうか。

曜日、対象等の限定は可能です。

実施機関が取りまとめられ次第、厚生労働省において実施機関名や連絡先(電話番号)をリスト化し、国民が広く確認できるようにします。その際、受診前に受診できる曜日や対象等を確認していただく、また、事前の確認なく受診した場合、実施できない可能性がある旨をあわせて周知する予定です。

各機関において、受診希望の連絡があった場合に、たとえば以下のようにご説明する等の対応を適宜お願いいたします。

- ① 当医院では、○曜日の×時から△時まで風しんの抗体検査を実施しております。その他の曜日、時間帯に受診された場合は風しんの抗体検査を受けていただくことができませんので、予めご了承ください。
- ② 当医院で風しんの第5期の定期接種を希望される場合、ワクチン購入の都合上、接種を希望される日の□日前までにご連絡の上、ご予約をお願いいたします。

Q09. 過去に風しんの抗体検査を受けていた場合はどのように扱えばよいでしょうか。

風しんの抗体検査を受けた時期、抗体検査の結果、抗体検査の結果を保有しているかを確認してください。平成26年度以降に風しんの抗体検査を受け、検査結果が陽性であり、その記録を保有している場合は、本対策の風しんの抗体検査を実施しなくても構いませんが、受診者が受検を希望される場合は、抗体検査を実施してください(この際、受診票の医師記入欄の「平成26年4月1日以降の風しんの抗体検査の結果」が「あり」と記載されていても、「以上の問診の結果、今回の抗体検査」は「必要」と記載した上で、抗体検査を実施していただいで差し支えありません。)。

平成26年度以降に検査を受けていても、風しんの抗体検査結果を未保有である場合や、抗体検査を受けた時期が平成25年度以前である場合は、風しんの抗体検査の対象となりますので、対象者に受検するようお伝えください。

なお、平成26年度以降に風しんの抗体検査を受け、風しんの第5期の定期接種の対象となる抗体価であることが確認できた場合は、抗体検査を受けることなく、風しんの第5期の定期接種を実施することが可能です。

Q10. 過去に風しんの予防接種を受けていた場合はどのように扱え

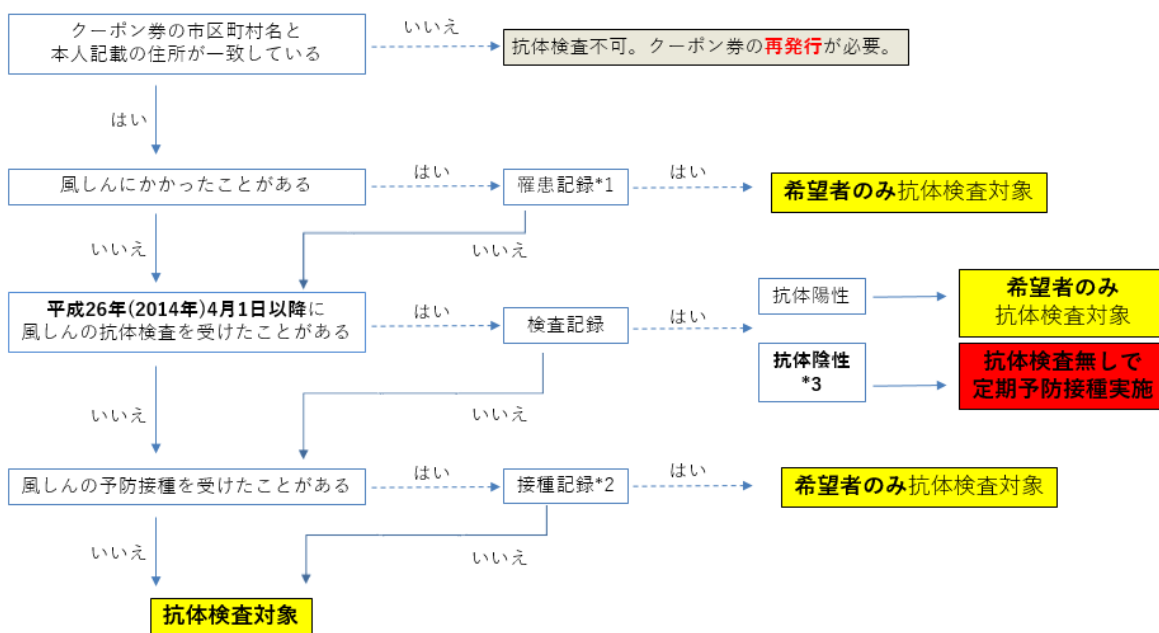
ばよいでしょうか。

過去に風しんの予防接種を受けたことがあり、かつ、その記録が確認できる場合は、本対策の抗体検査及び予防接種を実施しなくても構いませんが、受診者が風しんの抗体検査または風しんの第5期の定期接種を希望される場合は、風しんの抗体検査を実施しても構いません（この際、受診票の医師記入欄の「これまでの風しんのワクチン接種歴」が「あり」と記載されていても、「以上の問診の結果、今回の抗体検査」は「必要」と記載した上で、抗体検査を実施していただいで差し支えありません。）。

過去に任意接種で風しんの予防接種を受けたことがある場合、抗体検査の結果、十分な量の抗体がないことを証明できる場合は定期接種の対象として取り扱うことができます。なお、風しんの第5期の定期接種においては1回接種となっていますので、2回を超えて接種することはできません。

予防接種の記録が確認できない場合は風しんの抗体検査の対象となりますので、受診者に抗体検査を受検するようお伝えください。

風しんの抗体検査実施フロー



- ・ 「抗体検査を希望しない」に☑ がない
- ・ 個人情報取り扱いに関する同意サインがある

以上確認できたら抗体検査実施可能です

*1. ウイルス遺伝子検査（PCR法）による風しんウイルス遺伝子の検出、ウイルス分離・同定による風しんウイルスの検出、風しん抗体の検出（IgM抗体の検出、ペア血清での抗体陽転又は抗体価の

有意な上昇)

- *2. 風しんの予防接種とは、風しんワクチン、麻しん・風しん混合ワクチン（MR）、麻しん・風しん・おたふくかぜワクチン（MMR）のいずれかをいう。
- *3. 抗体検査結果が陰性であるとは、本手引き掲載の「風しんの第5期の定期接種の対象となる抗体価基準」を満たすものをいう。

Q11. 風しんの抗体検査の価格はいくらでしょうか。

本対策の風しんの抗体検査では、下表のように全国一律での単価を設定しています。なお、税込価格は今後変更の可能性があります。

風しん抗体検査の価格

	HI法、LTI法	EIA法、ELFA法、CLEIA法、FIA法
保健所で行う場合 ^{※1}	790円	2,180円
健診等の機会に行う場合	■1 ^{※3} 1,290円 (税込: 1,393円)	■2 ^{※3} 2,680円 (税込: 2,894円)
月～金曜日午前8時から午後6時までの間、または土曜日午前8時から正午までの間に医療機関を受診して行う場合（休日 ^{※2} を除く）	■3 ^{※3} 4,930円 (税込: 5,324円)	■4 ^{※3} 6,320円 (税込: 6,825円)
上記以外の時間に医療機関を受診して行う場合	■5 ^{※3} 5,430円 (税込: 5,864円)	■6 ^{※3} 6,820円 (税込: 7,365円)

※1 参考価格。今回の集合契約には含まれない。

※2 日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、1月2日、3日、12月29-31日

※3 抗体検査の受診票における「検査番号」に相当する番号を記載。

Q12. 予防接種の契約単価はいくらでしょうか。

風しんの第5期の定期接種の契約単価については、各市区町村が定める単価（クーポン券に記載された金額）になります。

たとえば、A市の住民がB市の実施機関で接種した場合、実施機関はA市が設定した単価で、A市に請求することになります。

Q13. 予防接種に用いるワクチンは、風しん単味ワクチン、MR 混合

ワクチンのいずれでもよいのでしょうか。

風しんの第5期の定期接種は、乾燥弱毒生風しんワクチン（風しん単味ワクチン）を用いることは可能ですが、原則、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（MR ワクチン）を使用することとしています。集合契約においては、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（MR ワクチン）のみを使用することとし、契約書にその旨を明記する予定です。

Q14. 予防接種を受託した場合、ワクチンは十分確保できるのでしょうか。

MR ワクチンの供給量は、風しんの定期接種の対象者の追加に向けて、製造販売業者に増産の協力を依頼しており、2019年春以降、随時、一定量のワクチンが追加供給される見込みであり、2019年秋以降は継続的にワクチンが追加供給される見込みです（3-3-5のMR ワクチンの発注時の基本的事項等についても、ご参照ください）。

Q15. 実施機関で複写機を使うことができません。受診票・予診票の複製はどのように行えばよいのでしょうか。

複写機による複製が困難な場合は、手書きによる複製で構いません。手書きによる複製の際には、以下に示す内容（赤枠内）が含まれるように作成してください。なお、医療機関用の受診票・予診票の保管は、診療録への記載及びクーポン券（医療機関用）の貼付により省略することができます。

また、複写式の受診票・予診票については、国保連における請求支払事務に当たり、OCRで読み込めない可能性があるため、基本的には避けていただきたいですが、やむを得ない理由等で複写式の受診票・予診票を作成する場合は、以下の2点を遵守してください。

- ① 1枚目の紙厚は、ノーカーボン紙（感圧紙）N60（コピー用紙と同等、0.08mm、55kg）としてください。
- ② 原本を市区町村で保管するため1枚目を国保連提出用としてください。

手書きによる受診票（ご本人控え）の記入例

風しん

シールは左上隅の「I」が隠れるように貼付

（ご本人控え）を貼付

※太枠内をご記入ください。
 ※本受診票は、昭和37（1962）年4月2日から昭和54（1979）年4月1日までの間に生まれた男性を対象に実施された風しん抗体検査用に作成された票が

住所欄に記載されている住所 都道府県 市区町村 氏名 生年月日	性別 男・女 昭和 年 月 日	抗体検査券 請求先 ○○県○○市 1 56 検査No U123456789 有効期限 有効月 (氏名)一三四五六七八九十一二三四五六七八九十 (ご本人控え) 12345678901234567
--	--------------------	---

クーポン券の貼付

質問事項	回答欄	医師記入欄
現時点で住民票のある市区町村とクーポン券に記載されている市区町村は同じですか。	いいえ はい	
これまでに風しんにかかったことがありますか。	はい いいえ	
(「はい」の場合) そのときの風しんの抗体検査の結果や診断書等の記録はありますか。	はい いいえ	
風しんの抗体検査を平成26年（2014年）4月1日以降に受けましたか。	はい いいえ	
(「はい」の場合) そのときの風しんの抗体検査の結果の記録はありますか。	はい いいえ	
生後から今までに風しんワクチン又は麻しん・風しん混合（MR）ワクチン又は麻しん・風しん・おたふくかぜ（MMR）ワクチンをあわせて1回以上接種したことがありますか。	はい いいえ	
(「はい」の場合) そのときの予防接種の記録はありますか。 予防接種の種類 (該当に○) (風しんワクチン ・ MRワクチン ・ MMRワクチン)	はい いいえ	

風しんの抗体検査の実施に関する同意書
 下記に該当する場合、□に✓を入れてください。✓がなかった場合、風しんの抗体検査を希望されたものとみなします。
 私は、風しんの抗体検査を受けることを希望いたしません。

風しんの抗体検査の個人情報取り扱いに関する同意書 (医師の診察の結果、検査が必要と判断された後に記入してください。)
 この受診票（抗体検査の結果を含む）は、市区町村、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会に提出され、個人情報保護に関する条例に基づき、市区町村が適正に管理します。このことを理解し、同意いただける場合はご署名下さい。（署名のない場合は、検査を無料で受けることはできません。）
 年 月 日 被検査者自署
(自署できない場合は代理人が署名し、代理人の名及び被検査者の姓跡を記載)

医師記入欄
 対象者の平成26年4月1日以降の風しんの抗体検査の結果は（あり・なし・不明または記録なし）と確認した。
 「あり」の場合、抗体検査の結果から、風しんの第5期の定期接種の（対象・非対象）と判断した。
 対象者のこれまでの風しんのワクチン接種歴は（あり・なし・不明または記録なし）と確認した。
 「あり」の場合、確認したワクチン接種歴は、以下のとおり。
 1回目：接種ワクチン（風しんワクチン・MRワクチン・MMRワクチン） 接種日（ 年 月 日）
 2回目：接種ワクチン（風しんワクチン・MRワクチン・MMRワクチン） 接種日（ 年 月 日）
 不明・不審と判断した。
 は記名押印

風しんの抗体検査の結果、判定結果、実施場所、医師名、検査年月日

風しんの抗体検査の結果 (※裏面の付録1を参照) 検査方法: HI 法 抗体価: 8 単位: IU/mL その他:	判定結果 (いずれかに○) 風しんの第5期の定期接種 対象 風しんの第5期の定期接種 非対象	実施場所・医師名・検査年月日 実施場所 労働クリニック 医師名 労働 次郎 検査年月日 20##年 ○月 □日
---	--	--

検査番号 (※裏面の付録1を参照)
 1 2 3 4 5 6 (該当する検査番号の口を黒く(■)塗りつぶしてください)

風しん抗体検査の結果、「定期接種の対象」と判定された方へ

あなたは、風しんの抗体検査の結果、風しんの第5期の定期接種の対象と判定されました。
 この受診票を添付して、予防接種を実施している医療機関を受診し、風しんの予防接種を受けてください。

手書きによる予診票（ご本人控え）の記入例

住所、氏名、生年月日

の定期接種予診票

所在地に記されている住所	東京 千代田 霞が関1-2-2	氏名	厚生 太郎	性別	男・女
生年月日	昭和 52年 4月 1日 日生 (満 42歳)	診察前の体温			

シールは左上隅の「」が隠れるように貼付

(ご本人控え)を貼付

市 町 区 予 防 接 種 券 種別 〇〇県〇〇市 接種費用 (税別) 〇,〇〇〇円 (市県民健康保険) 市県民健康 (税別) 〇円 券番号 U123456789 有効期限 〇〇年 (氏名) 一三三四五六七八九〇一二三四五六七八九十 1234567890123456799999	クーポン券の貼付
---	----------

質問事項	回答欄	医師記入欄
現時点で住民票のある市区町村とクーポン券に記載されている市区町村は同じですか。	はい いいえ	
今日の予防接種について市区町村から配られている説明書を読みましたか。	はい いいえ	
今日の予防接種の効果や副反応などについて理解しましたか。	はい いいえ	
現在、何か病気にかかっていますか。(病名:)	はい いいえ	
治療(投薬など)を受けていますか。(治療の内容:)	はい いいえ	
その病気の主治医には、今日の予防接種を受けてもよいと言われましたか。	はい いいえ	
免疫不全と診断されたことがありますか。	はい いいえ	
今日、体に具合が悪いところがありますか。具合の悪い症状を書いてください。()	はい いいえ	
薬や食品で皮膚が痒疹やじんましんが出たり、体の具合が悪くなったことがありますか。	はい いいえ	
これまでに予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか。症状() 予防接種の種類()	はい いいえ	
ひきつけ(けいれん)を起こしたことがありますか。	はい いいえ	
1ヵ月以内に予防接種を受けましたか。 予防接種の種類()	はい いいえ	
心臓病、腎臓病、肝臓病、血液疾患などの慢性疾患にかかったことがありますか。病名()	はい いいえ	
その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいと言われましたか。	はい いいえ	
最近1ヵ月以内に熱が出たり、病気にかかったりしましたか。病名()	はい いいえ	
今日の予防接種について質問がありますか。	はい いいえ	

医師記入欄	被接種者が、風しんの第5期の定期接種の対象者であることを、抗体検査の結果等により確認(した・していない) 以上の問診及び診察の結果、今日の予防接種は(可能・見合わせる) 本人に対して、予防接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明した。 医師署名又は記名押印
-------	---

風しんの第5期の定期接種希望書(医師の診察の結果、接種が可能と判断された後に記入してください。)

医師の診察・説明を受け、予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。
(接種を希望します・接種を希望しません)

この予診票は、予防接種の安全性の確保を目的としています。
このことを理解の上、本予診票が市区町村、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会に提出されることに同意します。

年

実施場所、医師名、接種年月日	ワクチンロット番号 ワクチン名 Lot No. (注)有効期限が切れていないか確認	接種量	0.5ml
医師記入欄	実施場所 労働クリニック 医師名 労働 次郎 接種年月日 20##年 〇月 〇日 (西暦)	実施場所・医師名・接種年月日	医療機関等コード 1123456789

Q16. 費用の請求は、いつ頃、どのようにすればよいでしょうか。

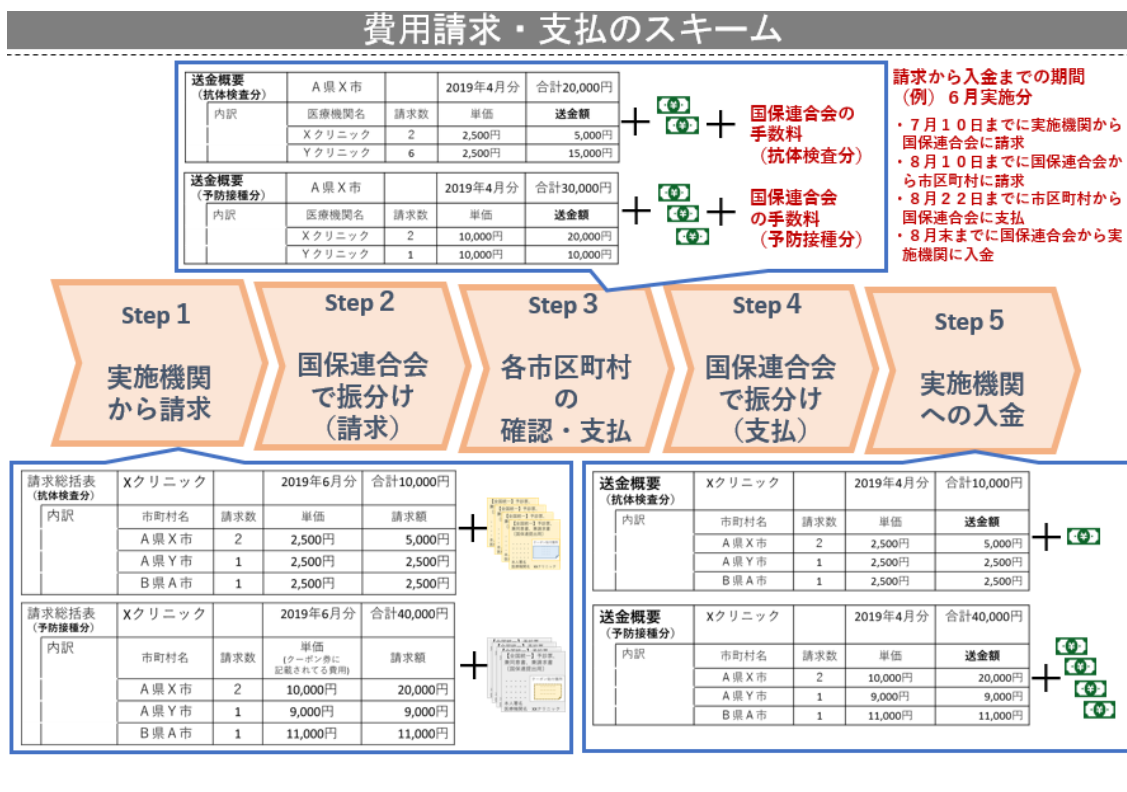
原則として、風しんの抗体検査の結果が判明した日又は風しんの第5期の定期接種の実施日の翌月(抗体検査の結果判明日又は定期接種実施日が2019年4月の場合は、2019年6月)以降の10日までに、国保連へ、以下の書類を送付してください。

- ① 請求総括書(総計)
 - ② 請求総括書(小計)
 - ③ 風しんの抗体検査受診票又は風しんの第5期の定期接種予診票
- なお、国保連への書類送付に当たっては、第4章をご確認ください。

Q17. 国保連からは、いつ頃お金が振り込まれるのでしょうか。

国保連での書類受理後、原則として翌月末までに振り込まれます。たとえば、実施機関が2019年7月10日までに国保連に請求した金額は、原則として、2019年8月末までに振り込まれます。なお、振込額は1件ごとに消費税率を乗じた上で(1円未満切捨て)、合計した金額となります。

ただし、国保連での処理の都合上、振り込みが遅れる可能性がありますのであらかじめご了承ください。



Q18. 抗体検査を行う上で、優先すべき検査法はありますか。

ありません。これまで、HI法、EIA法が主に用いられていましたが、本手引き掲載の「風しんの第5期の定期接種の対象となる抗体価基準」にある検査法であればどの方法でも構いません。なお、風しんの抗体検査を外注する場合、外注先で特定の検査法に注文が集中していると結果の報告に遅れ等が生じる場合がありますので、検体数が多い場合や急ぎで結果の報告を受けたい場合等は、外注先の状況を聞いて検査方法を選択することをお勧めします。

Q19. 抗体検査は必ず外注する必要がありますか。

各実施機関で風しんの抗体検査を実施できる体制がある場合には、抗体検査を外注せず実施しても構いません。なお、極東製薬工業株式会社より、生化学、免疫血清検査等に使用される汎用自動分析装置を用いて行うことのできる同社の風しん抗体検査キット（ラテックス免疫比濁法）について、使用手引書の提供がありましたので、付属資料2をご参照ください。

Q20. 抗体検査を外注する場合、外注機関が実施機関へ報告する内容はどのようなものですか。

検体が誰からいつ取られたものかを特定するための情報の他、抗体価(単位含む)、検査法、使用した試薬名が必要です。ただし、オーダー内ですべて同じ試薬を用いている場合等、検査法及び使用した試薬名が明らかな場合には、必ずしも検体ごとに報告を求める必要はありません。

Q21. 今回の事業で市区町村から発行されるクーポン券、風しんの抗体検査受診票、風しんの第5期の定期接種予診票の仕様を教えてください。

本対策でのクーポン券の具体的な仕様については、以下の図及び表をご参照ください。対象者には、長形3号封筒に送付状と全国統一様式のクーポン券が封入されて送られます。風しんの抗体検査受診票及び風しんの第5期の定期接種予診票の仕様については、以下の通りです。

風しんの抗体検査受診票の仕様

用紙の材質及び仕様	
	<ul style="list-style-type: none">・複写式で作成する場合、国保連提出用の1枚目の紙厚は、ノーカーボン紙(感圧紙)N60(コピー用紙と同等、0.08mm、55kg)とすること。・色については運用上の利便性を考慮して、風しんの第5期の定期接種予診票等との区別がしやすいよう留意すること。

風しんの第5期の定期接種予診票の仕様

用紙の材質及び仕様	
	<ul style="list-style-type: none">・複写式で作成する場合、国保連提出用の1枚目の紙厚は、ノーカーボン紙(感圧紙)N60(コピー用紙と同等、0.08mm、55kg)とすること。・色については運用上の利便性を考慮して、風しんの抗体検査受診票等との区別がしやすいよう留意すること。

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査及び
 予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の定期接種の実施に向けた医療機関・健診機関向け手引き(第2版)

<対象者への送付物の様式>



抗体検査	券種	抗体検査券	1	券種	抗体検査券	1	券種	抗体検査券	1
	請求先	〇〇県〇〇市	123456	請求先	〇〇県〇〇市	123456	請求先	〇〇県〇〇市	123456
	発券No.	0123456789	有効期限2020年03月	発券No.	0123456789	有効期限2020年03月	発券No.	0123456789	有効期限2020年03月
	(氏名)一三四五六七八九十一二三四五六七八九十 (国保連携用)			(氏名)一三四五六七八九十一二三四五六七八九十 (医療機関控入)			(氏名)一三四五六七八九十一二三四五六七八九十 (ご本人控入)		
	12345678901234567			12345678901234567			12345678901234567		
予防接種予診のみ	券種	予防接種予診券(予診のみ)	2	券種	予防接種予診券(予診のみ)	2	券種	予防接種予診券(予診のみ)	2
	請求先	〇〇県〇〇市	123456	請求先	〇〇県〇〇市	123456	請求先	〇〇県〇〇市	123456
	予診費用 (税抜)	9,999 円(自己負担分を除く)		予診費用 (税抜)	9,999 円(自己負担分を除く)		予診費用 (税抜)	9,999 円(自己負担分を除く)	
	自己負担額 (税抜)	0 円		自己負担額 (税抜)	0 円		自己負担額 (税抜)	0 円	
	発券No.	0123456789	有効期限2020年03月	発券No.	0123456789	有効期限2020年03月	発券No.	0123456789	有効期限2020年03月
	(氏名)一三四五六七八九十一二三四五六七八九十 (国保連携用)			(氏名)一三四五六七八九十一二三四五六七八九十 (医療機関控入)			(氏名)一三四五六七八九十一二三四五六七八九十 (ご本人控入)		
	1234567890123456799999			1234567890123456799999			1234567890123456799999		
予防接種	券種	予防接種券	3	券種	予防接種券	3	券種	予防接種券(兼 予防接種済証)	3
	請求先	〇〇県〇〇市	123456	請求先	〇〇県〇〇市	123456	請求先	〇〇県〇〇市	123456
	接種費用 (税抜)	9,999 円(自己負担分を除く)		接種費用 (税抜)	9,999 円(自己負担分を除く)		接種費用 (税抜)	9,999 円(自己負担分を除く)	
	自己負担額 (税抜)	0 円		自己負担額 (税抜)	0 円		自己負担額 (税抜)	0 円	
	発券No.	0123456789	有効期限2020年03月	発券No.	0123456789	有効期限2020年03月	発券No.	0123456789	有効期限2020年03月
	(氏名)一三四五六七八九十一二三四五六七八九十 (国保連携用)			(氏名)一三四五六七八九十一二三四五六七八九十 (医療機関控入)			(氏名)一三四五六七八九十一二三四五六七八九十 (ご本人控入)		
	1234567890123456799999			1234567890123456799999			1234567890123456799999 〇〇県〇〇市長 〇〇〇〇		

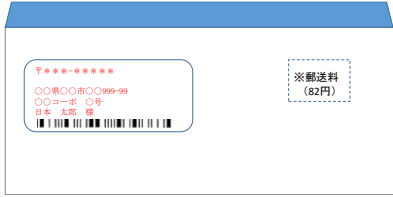



＜送付用クーポン券の仕様（長形3号封筒で発送する委託様式）＞

①シール材質及び仕様	
	1) 上質紙 55Kg ベース 2) 普通粘着以上の糊 3) OCR の読取に影響の無い用紙 4) 「抗体検査券」＝浅葱(あさぎ)色・「予防接種予診券および予防接種券」＝黄色
②クーポンサイズ	
	1) 抗体検査券 シールサイズ：タテ 32.0mm×ヨコ 63.0mm 数字部分フォントとサイズ：OCR B 9pt ※OCR 読取における条件 枠内数字：上下 1.5mm の余白 最下段：OCR ライン (17 桁)：上下 2mm 以上の余白
	2) 予防接種券 (予診のみ) および予防接種券 シールサイズ：タテ 41.0mm×ヨコ 63.0mm 数字部分フォントとサイズ：OCR B 9pt ※OCR 読取における条件 枠内数字：上下 1.5mm の余白 金額表記：表 3 段目および 4 段目：金額と「円」の間にスペース 最下段：OCR ライン (22 桁)：上下 2mm 以上の余白
③クーポン内の記載事項	
1) 券種	1：抗体検査券 2：予防接種予診券 (予診のみ) 3：予防接種券
2) 請求先	・自治体名「都道府県＋市区町村」 ・自治体 No (総務省 全国地方公共団体コード 6 桁)
3) 接種費用 ※抗体検査券は除く	・接種に係る費用 (市区町村が定める額を記載、自己負担額を除く) ・税抜き価格を記載すること
4) 自己負担額 ※抗体検査券は除く	・接種に係る自己負担額 ・税抜き価格を記載すること
5) 発券 No	・10 桁 ・市区町村において一意となる管理番号とすること
6) 有効期限	・当該年度末 (多少早めに設定することも可) ・なお、風しんの第 5 期の定期接種については、市区町村の実情に応じて、年度を超えて有効期限を設定して差し支えない。
7) 氏名	・20 文字
8) バルコード ※任意記載事項	・市区町村システム入力用 ・NW-7 規格 ・サイズ：タテ 5.6mm×ヨコ 37.31mm 程度を想定
9) OCR ライン	・国保連システム入力用 ・抗体検査 (17 桁) → 券種 (1 桁) + 市区町村コード (6 桁) + 券番号 (10 桁) ・予防接種予診券、および予防接種券 (22 桁) → 券種 (1 桁) + 市区町村コード (6 桁) + 券番号 (10 桁) + 予診費用又は接種費用 (5 桁) ※例) 費用 (2,000 円) = 02000・(10,000 円) = 10000
10) 予防接種券 兼 予防接種済証 ※右下のクーポンのみ	予診票に貼付することで予防接種法施行規則(昭和 23 年 8 月 10 日厚生省令第 36 号) 第 4 条に基づく「予防接種済証」として取り扱うことができるため、「都道府県名＋市区町村長名」を記載

＜再発行用クーポン券の仕様（統一様式の案内文書との統合様式）＞

① シール材質及び仕様	
	1) 上質紙 55Kg ベース 2) 普通粘着以上の糊 3) OCR の読取に影響の無い用紙 4) 「抗体検査券」＝浅葱(あさぎ)色・「予防接種予診券および予防接種券」＝黄色
②クーポンサイズ	
	1) 抗体検査券 シールサイズ：タテ 32.0mm×ヨコ 63.0mm 数字部分フォントとサイズ：OCRB 9pt ※OCR 読取における条件 枠内数字：上下 1.5mm の余白 最下段：OCR ライン (17 桁)：上下 2mm 以上の余白
	2) 予防接種券（予診のみ）および予防接種券 シールサイズ：タテ 41.0mm×ヨコ 63.0mm 数字部分フォントとサイズ：OCRB 9pt ※OCR 読取における条件 枠内数字：上下 1.5mm の余白 金額表記：表 3 段目および 4 段目：金額と「円」の間にスペース 最下段：OCR ライン (22 桁)：上下 2mm 以上の余白
② クーポン内の記載事項	
1) 券種	1：抗体検査券 2：予防接種予診券（予診のみ） 3：予防接種券
2) 請求先	・自治体名「都道府県＋市区町村」 ・自治体 No（総務省 全国地方公共団体コード 6 桁）
3) 接種費用 ※抗体検査券は除く	・接種に係る費用（市区町村が定める額を記載、自己負担額を除く） ・税抜き価格を記載すること
4) 自己負担額 ※抗体検査券は除く	・接種に係る自己負担額 ・税抜き価格を記載すること
5) 発券 No	・10 桁 ・市区町村において一意となる管理番号とすること
6) 有効期限	・当該年度末（多少早めに設定することも可） ・なお、風しんの第5期の定期接種については、市区町村の実情に応じて、年度を超えて有効期限を設定して差し支えない。
7) 氏名	・20 文字
8) バーコード ※任意記載事項	・市区町村システム入力用 ・NW-7 規格 ・サイズ：タテ 5.6mm×ヨコ 37.31mm 程度を想定
9) OCR ライン	・国保連システム入力用 ・抗体検査 (17 桁) → 券種 (1 桁) + 市区町村コード (6 桁) + 券番号 (10 桁) ・予防接種予診券、および予防接種券 (22 桁) → 券種 (1 桁) + 市区町村コード (6 桁) + 券番号 (10 桁) + 予診費用又は接種費用 (5 桁) ※例) 費用 (2,000 円) = 02000・(10,000 円) = 10000
10) 予防接種券 兼 予防接種済証 ※右下のクーポンのみ	予診票に貼付することで予防接種法施行規則(昭和 23 年 8 月 10 日厚生省令第 36 号) 第 4 条に基づく「予防接種済証」として取り扱うことができるため、「都道府県名＋市区町村長名」を記載

<納品物のイメージ>

	委託による一括印刷	再発行(市区町村窓口)
封筒	長形3号  <p>※既存の封筒で対応可能であれば様式は問わない。</p>	既存の窓あき封筒 もしくは 委託で作成する封筒 <p>※既存の封筒で対応可能であれば様式は問わない。</p>
宛名送付状 (兼事業案内) ※統一様式	A4サイズ 	A4サイズ 
クーポン券	長形3号封筒用サイズ 	(宛名+案内) (説明文) <p>※一括印刷時から再発行用 A4 サイズとしても差し支えない。</p>